

309  
151

草芽危言

商



草茅危言卷之二目錄

目錄

御麾下

奉行代官

武門敘任

御番城御普請

武門養子

武門元服

衣服制度

學校

儒者

外舶互市









云ふは、この事のみやうに心得るは誤れり、子孫の賢不肖に従ひ、祿の進退増減はあり内のことにて、何ぶんいかやうにても祿を離れず、たとへば代々の不肖と不幸とにより、次第に祿を減じ、千石は百石に下り、二百三百石は、五口十口の扶持に落るとても、廩食は離れず、格別の大罪なければ、沒收放逐のことはなく、或は親に罪ありて、隠居蟄居を命ぜられても、その子はやはり相應に召遣はるゝ類、小諸侯までも皆然り、これみな世祿なり、もし理の當然を以いはゞ、既に才不才にて官の進退あれば、賢愚に就て、祿の増減も有べき筈なり、右寛大の制は、上に在ては御慈仁の美意至れる御ことなれども、太平の久しきに因て、下に於てはその美意に乖かるゝやうになりゆくことあり、兩疏の子孫賢而多財、則損其志、愚而多財、則益其過、といふものこれなり、動きなき常祿を

恃む心より、英敏の資なるも、勤勞を盡して、この上立身も骨折なることなりとて、身に當りたる事業を勵む志なく、又凡鄙の資なるは、游惰放逸を専らとして、咎めを受べきほどの罪を犯さねば事濟たりとして、徒らに一生を送らるゝあり、かゝる人の家に生れ出たる子孫は、誰教ゆる人もなく、何一つ學ばんともせずして、おのがまゝに長ずれば、一かどの頑率愚駭とのみなりて、又その子孫を同じかたに長ずれば、代々尸位素餐にて、國恩祖恩を空しくなしつつること、洵とに惜むべし、是豈上の美意を乖くの甚だしきものに非ずや、醫員の業に於ては、この風尤も甚しと聞及べり、それゆへ國家に才を擇ませらるれば、民間より擧用られざることを得ず、その擧られたる人、一代にて常祿定まれば、この子孫又みなくゝ右の如くなるべし、既に醫員のみならず、正徳年間に



名儒六七八人新たに登庸あらせられしに、その跡とて誰一人名を聞たることなし、その佗は類推して知べし、萬代無疆の御ことなるに、次第にかくなりゆきては、折角上の慈仁の美も、惠んで費すの冗に落て、勿體なき御ことなるべし、全體限ある天下の民力を以て、夥しき無用の僧尼游民を養ひ來りたる世界に、又有用の士大夫まで、尸祿無用の人ばかりになりゆかんこと、深く嘆ずべき事ならん、此弊を拯はんには、唯今よりその制あるべきことにや、今日御新政の美を以て、追々士風も振起の勢あれども、年來游惰の習ひ、殊に大勢のことなれば、中々期月に齊整すべきに非ざるべし、その美を助けて、さしあたり舊弊を改革すべきは、祿の増減の法を立させらるゝにあるべきか、試に申さば、只今有來りたる祿を本祿とたて、人々繼目の時、その頭によりとくと聞定めて、家

督の人十六七歳以上にて、居家孝弟なると、閨門の正しきと、文武の業年齢相應なると、この三條揃ひたるは、頭より別に言上ありて、本祿のまゝ、繼目仰付られ、三條の内一つ二つ缺るか、全く無は、別の言上あるべからず、これ不肖子ゆへ、その甲乙を考へ、本祿十分の一二三までを減じて、家督を命ぜられ、先代致仕のあと目も同じ、十六七歳以下當歳までの家督は、當分何の御用もなき身分、これは不幸の事ゆへ、その齡に従がひ、十の一二分を減ぜられ、成長の上三條そろひ、又右不肖子も操を改め、頭の言上あらん時、一分の減ありしは本祿に復し、二分は一分、三分は二分に追々復すべし、一生させることもなくば、その減じたる高を本祿として、又その跡目を論ずべし、代々不肖不幸など打續き、追々削られても、みなその現在の祿の一二分と減ずるゆへに、いつまでも祿の盡



ると云ことなし、これみな世祿の慈仁に泄るゝことなし、さて士大夫のわけありて終身無役の人は格別、さもなくて隨分役付もあるべき家の、代々不肖にて、終に一度の御用も勤めざる分は、その父祖の年數を考へ、一つの年限を立て、何十年の間つゝに御用なきは、その年に滿たる日に祿を半減に削らるべし、これその人を勵まし後を懲し、尸位素餐を減ずる爲なり、この類醫員に尤多かるべし、かねてかく命あれば、年數のしれたることゆへ、急ひて善に遷り愆を改むるに便もあるべし、それにても警策なきは、寔に是非もなきことなるべし、又當身に罪ありて、小普請に入人は、みなく、祿を半にも六七分にも削らるべし、その餘は恤刑茅議に詳かにせる通りにて、還祿の日あるべし、さて又良材偉器ありて、擇を受て役付あり、追々轉任昇進あるは、そのたびに祿を十分

の二三より以上、宜を揣て加増あるべし、是は全くその人の働にて、代々の本祿に非ざれば、死後は本祿に返るべし、但しその人の功をも録し、兩度の加恩ありしは、初増を本祿とたて、三度の加恩は、第二増を以本祿とし、跡目はその本祿とたてたる高にて論ずること、上文の如くなるべし、もし致仕ならば、その増祿はみな養老の資に給賜あるべきにや、大氏是等の趣にて、勸懲の筋わかりたらば、士風を振ふに便りあるべし、増減ともその宜きを揣るべきことなれども、總じて減はむしろ少なきに従ひ、増は寧ろ多きに従ふべし、是又聖人善を善とするは長く、惡を惡とするは短きの遺意なるべし、尤も減は少なくともその人多く、増は多くてもその人少なければ、國計に於ては、盈ありて縮はなかるべし、故に是も序に冗費を省くの要を得べし、故にこの制もし行はれば、數



年の上にては、この國計よほど餘裕あるべし、この餘裕をもて、さきに論ずる如く、小諸侯の庶子を願ひに従ひ、召て祿せられんことは容易なるべし、

○  
一、升平の久しきより、おのづから侈靡の風長じて、士大夫徃々窮困の甚迫るに至る所、今又減祿の沙汰に及びては、その窮いかんともすべからずとの評も、一通りにては有べけれども、是然らず、愚の試にこの法を設くるは、曾て士大夫の窮を顧みず、しみて聚斂して國家に附益せんとは非ず、まづその窮を救ひ、且士風を振起せんためなり、總じて常祿あれば、窮する筈はなきことなれども、祿不期侈とある如く、みなこの一路より誤まるなり、このこと由て來るも久しきことなり、書の畢命に、世祿之家、鮮克由禮、以蕩凌德、實悖天道、敝化奢麗、萬世同流、と見へたり、これ古今洵に同

一流なり、人々禮により徳を謹しみ、奢麗を以て戒とせば、何として天に悖り化をやぶることあるべき、銘々その分を顧みず、二三百石の人は、四五百石の暮しを摹擬し、七八百石の家は、千石以上の體を庶幾するより、右の同流にをちこむことなり、今増減の方により、繼目ごとに一警策し、急に家格を變じ、千石より八百石に下りたるは、六百石を以暮しをたて、五百石より四百石に落たるは、三百石を以暮しを立るやうにせば、初年より餘裕あるべし、又身を謹しみ業を勵めば、忽ち本祿にかへるべき目當のあることなれば、誰しもそれを怠惰すべきに非ず、即ち士風の改まる山口なるべし、これ増減の法を以て、士大夫を鼓舞するなり、利を好み害を惡むは人の通情なれば、その利心を誘ふやうなれども、さに非ず、學に疎く義に愓き人は、まづ利害の賞罰を以て率ゆる



より外はなし、その人も賞の利に就て、罰の害を避んとするより、身を慎しみ業を脩むる心も出来て、稍々學に志あらば、次第に人道の重きをしり、仁義の美を覺ゆるやうになり、我知ず正路に入べし、宋の張思叔、少き時貧賤にて、一向學をしらず、傭夫たりしに、邑官の行列をたて、喝道して通るを羨ましく思ひ、彼人は何とてかゝる身分になりしやと、傍人に問しに、かれは書を讀學問して、かくなりしことよと答しかば、然らば我も書を讀んとて、初て學に志したるは、全く利祿の心に出たるなり、幸に程子の道を唱へられたる時に逢て、程門に入て學を務め、利祿の初念を忘れ、正學の大儒となり、尹揚游謝の諸賢と肩を並べたり、世にはかゝるこゝと多きものなり、況や祿の増減は、先王勸懲の大柄なれば、利を以誘びくの嫌はなかるべし、

○

一、近來御新政に付て、士大夫一統、文武の業に興起ある由、有がたき御ことなり、追々人材も成立し、國家の爲この上なき御事と喜んで寐ざるものあり、但し武はその本色ゆへ、下地に心掛あるも、多く、その勵みも出来やすく、又師となる人も多かるべけれども、文は一向下地のなき分多く、師を得こともかたかるべければ、をのづから一旦に奮發ありても、間斷に至りやすかるべし、尤も國家に學校の設兼てより備はり、林家是を統らるれば、誰とてもまづその方へ出席あるべきことなれども、何分夥しき士大夫にて、中士下士の末までは、數限りもしれがたきほどのことなれば、林門いかほど多士の教授なりとも、行届べきに非ず、故に銘々手寄の儒士をたのみ、講習ありとも聞及べり、それとても數のしれたる儒門のこと、且又廣き都下の事ゆへ、人々志す方ありても、遠方



草葉集 卷之二  
ゆへ力に及びがたきも多かるべし、殊に子弟を教育すること、後日の爲第一の備なれば、幼年の人別して遠路の往來なりがたく、又句讀の業に至りては、一人にて百人に授ることは、日力も人力もつゞくものに非ず、故に試にこの法を思ふに、古代の州閭郷黨に、悉く庠序を設る如く、そのかたを摸して、士大夫の館舎の方角により、祿の高低打まぜて、七八十人又は百人、百四五十人までを一組とし、その組中に、狭からぬあき長屋などを見立て、講習の場所とし、都下の浪人儒生は、云に及ばず、諸國より入込居る學者を擇み、講師句讀師、又手迹に長じたるなど、兩三輩を迎へ、一組の士大夫出席し、又その子弟を専らに托し、組中祿の高低に従ひ、斗升の穀を聚合せて、師儒の奉養、束脩の料とせば、人々さしての費もなく、貧學も肩を息ふべし、右の如くになれば、大分の組數にな

るべく、當分は師儒の人不足ありとも、諸國にて相應に學問も出來て、今一きは都下に出て學びたく思ふ人、貧學にて游資に事を缺たる類、これを聞たらば、先を争ふて都下に集りつどひ、一兩年の内には、何方の組にも、人を缺ことなかるべし、又儒生は、その身分農商の賤より出るとも、既に道の師と頼むからは、師弟の禮を重んじ、崇敬深かるべし、天子の世子も學に齒する法あれば、官祿高き人なりとも、かつて身のひけになることに非ず、又一旦迎へても、この人虚名にて實才なく、或は才氣はありても不徳にて行檢なく、師たるべからざる分は、早々謝絶して改て擇むべし、かくの如くならば、才學行義ある人は、喜んで招きに應じ、不才無行の輩は、恐れて近よるまじ、それにては學風士風とも正しくなりゆくべし、又今の士大夫無學にて、中年半白に及び、或は少壯にても、



文事一向の嫌ひにても、組を辭することはならずと法をたて、必ずその子弟を出し、自分も迷惑ながら折々出席あるべし、聞て何のせんなくとも、何も聞ずして一生を虚度するにまさるべし、もし又方角により、小身衆のみにて庠校の場所もなく、塾師の廩給も不足するは、官より地を區して賜ひ、當分土木の費、并に年々廩給の不足を補ひたまはるやうにあるべきか、これは少々の事に、國費とするには足ざるべし、

### 奉行代官の事

奉行代官の二職は、民を親しむの重任なり、その擇みの審かなるべきは、申に及ばず、但都下近邊よりは、遠方の分尤もその審かなるを得べし、如何となれば、近きはその人秕政あるとき、速かに徹聞し、民の害を被ふる日淺し、遠きは少々の秕政は上徹せず、耳目

に立ほどのことにて、初て徹聞すれども、それまでに時日を歴ゆへ、民の害を被むること長ければなり、總ての官守、いづれにてもその人を得ざれば害あれども、或は上を害し、或はその配下を害するにて、庶民までにはまづは及ばねば、そのこと尙緩し、聚斂の臣あるとは、寧ろ盜臣あらんの類なり、右の二職は、忽ち庶民に害あるゆへ、そのこと甚急なるべし、

奉行職の屬吏に、與力同心あり、代官の屬吏に手代あり、皆地付の身にて、掌故に熟し、世機を諳んずるゆへ、因縁して姦を營むこと限なし、いづれも不學無術ながら、たまには温厚質直なるもあれども、往々才に短かし、才能あるは姦智逞まし、行義才力揃ひたることは、至て稀なるべし、新たに職に莅みたる人、目前用に立とて、姦才の人を信任して、その欺罔を受れば、その害はなはだし、呂居



仁の童蒙訓に、後生少年、乍<sup>チ</sup>到<sup>リ</sup>官守、多<sup>ク</sup>爲<sup>リ</sup>猾吏、所<sup>ト</sup>餌<sup>ス</sup>不自<sup>カラ</sup>省察、所得<sup>ル</sup>毫末、而一任之間、不復敢舉動、大氏作<sup>リ</sup>官嗜<sup>ム</sup>利、所得<sup>ル</sup>甚少、而吏人所盜<sup>ス</sup>不<sup>レ</sup>賞<sup>ム</sup>矣、以此被<sup>レ</sup>重譴、良<sup>ト</sup>可惜<sup>ム</sup>也、この弊千載同慨なり、本府に於ても、從來この覆轍を踏れしこと少なしとせず、二職の人は、この姦を少しも容ず、この弊を僅かにも受ざるほどの才徳なくては、全からざるべし、近來御新政にて、二職の御擇み精詳にて、追々その人を得させられしより、屬吏の分みな屏息の勢見ゆ、何とぞこの機に乗じ、いよく舊習惡風一洗の事を萬々希ふのみ、

一、右の二職は重任なるに、祿秩は甚だ輕し、それゆへ人々譜第の家來としてはわづかにて、役人足ず、職任を受たる日に、俄に抱へ人あるゆへ、それを望んで住込者は、循良清廉の人は少なく、大方は姦詐貪婪の徒なり、これまづ禍敗を招く基なるべし、故にやゝ大

身にて、自分の家來にて事たるやうなるを、御寄合などの内より、擇み任せらるべきことにや、是は先儒も論じおきたることにて、愚の新たに建議するに非ず、然らば土俗の劇易と、配下の廣狹により、奉行職は、三千石以上六七千石までなるべく、代官職は、千石以上二千石までなるべくか、さて自分の家來を屬吏に立並ばせ、日々その懸引を熟察し、姦を容るに地なからしめ、或は手代を召抱へず、わが家來を以その替りを務さするか、又は中にて頗ぶる淳良亡害と見ゆる手代を、一兩輩抱へ、その餘は皆やめて可なるべし、抑この二職の人、初よりかく小身なるは、元來子細あることなり、戰國の時、士大夫は皆攻城野戰を宗とし、一番鎗一番首を天下の面目とし、死を君の馬前に争ひ、或は幸にして封侯の榮を得などを専務とし、獄訟租税の職などは、腰拔役味噌役など惡名を



付て、見向もせぬ風習なれば、大身の人は是を屑しとせずして、その實は民を親しみ懐け、百工を來し、遠人を柔ぐるの重職たるに心付なきは、亂世にてさもあるべきことなり、されども 照后の御神慮を以昭鑒殘るくまもなく、參河の御時、既に三奉行の御妙選ありて、人口に膾炙す、その後も板倉伊奈の眞才を擇ませ玉ひ、蕭何關中を治め、功臣の第一たりし遺躅を考へ合させ玉ひし御ことなるべし、しかし武功の譽を以、追々立身したる人は、吏職を好まれぬゆへ、それを強玉はず、輕き人の内より、才能を擇んで銓序し玉へり、是又已むを得ざるの勢にて、好んで微者を用玉ふには非ず、その後升平打つゞき、良將猛士は國家の固めなれども、たゞ不虞の備のみにて、まづは閑散に歸し、差向たる重務は、吏職に歸したり、その比はもはや例格となりたるゆへにや、奉行代官に大

身は命ぜられずして、今日に至れり、今更是を改んことは、舊制に違ふやうなれども、必しも然らず、時に從ひ宜を揣るは、國初の御神慮に叶ふ筋なるべし、

### 武門叙任の事

○  
いつの比よりか、武門の敍爵は、五位に止まり、京室に六位ばかりは僅に存すれども、七位以下は全く廢したり、惜むべきことなり、又江都の諸士は、薄祿微職にても直參と稱して、侯國より格別崇敬あるに、五位諸大夫以下は、皆無位にて平人と同じきも、あまり質に過たることなり、又侯家の家老番頭などは、陪臣ながらも往々大祿をうけ、その國邑にては重き身分なれば、この類みな位階ありたきものなり、故に何とぞ六位以下の位階を、上代の如くに復し、大初位より年限勤勞を以、次第に進み、六位に止まるやうに



ありたきものなり、迎のことに官も廢官を再興し、諸人官稱の少しにてもさしつかへの少なきやうにすることも良法なるべし、尙又これより以下の條に、是を詳かにすと云、

○  
一、任官のこと、邦典に長官次官判官主典の四等あることなるに、武門に於ては、長官のみを用ひて、次官以下は寥々たり、すべて中葉以來、喪亂中に官爵のこと大に混淆して、任官の外に諸の官名に、かみもすけもつけぬを俗稱とすることになり、八省より主水掃部修理圖書などの類に至り、勝手次第に名乗るより、つゝに兵衛衛門は庶人の俗稱となり、又官を帶ざる大夫丞佐など、専ら平人に通用す、一向にわけもなきことなり、先儒これを論ぜしも彼是あり、しかしもはや一風習となり來り、今さら急に釐正もならざることなり、平人は官名の外に、自分の稱する文字を別に添て

○  
呼ゆへ、たゞ官名のみを用るとは、少し品かはりたれば、是はまづ姑くさしおき、士大夫の官名ばかり用ゆる俗稱を禁じ、丞目などの舊官を興し、六位以下の位階に配して、必ず朝廷を歴て、敍爵任官の位記を賜るやうにありたし、

一、侯國の大臣など、國名ばかりを俗稱とすること、甚わけもなきことなり、國名ばかりをあぐるは、君上より臣下の受領している人を呼せらるゝときのことなり、自分に稱すべきに非ず、必介椽目などの任官あるべきものなり、たとひ國名を稱せずとも、官名を半分稱する大臣、みな此例なるべし、但し古は守以下高下あれども、みな王朝の臣なれば、推並んで敍任もすべし、今は封建にて、守は君なり、あとはみな臣なれば、同じく敍任するもいかゞと云べけれども、是然らず、古代周室には、命卿とて侯國の卿大夫も、王



朝より爵命を賜はり、車服など賜はりしことありし、今日已に大藩の大臣は、皆五位の諸大夫にて、受領あること列侯に異ならず、然れば中藩小藩の大臣、六七位以下の介椽目などの敘任に、何の子細のあるべきにや、

○  
一、右敘任のことは行はるゝ日もあらば、江都の士大夫は、その頭々より、侯國の臣は、その主侯より、みなそれ〴〵手寄のある摺紳家へ執達すること、たとへば諸寺諸社の傳奏ある如くにし、位記を申しをろして、官位相應の謝儀の人事物を、本人より獻ずるを、その頭又は主侯より、又右の如く執達して、それ〴〵に納むべし、されば朝士も普くその益のあることなるべし、但し朝廷は、典故舊格の守り堅きことゆへ、新創にてはなけれども、年久しく廢したることを、今さら舉んとしては、廷議むつかしく、行はれがたき

ことなるべければ、草野よりそれを知ずして、かく議するには非ず、たとゝ事の成否はさしおきて、かくもあらまほしきと云意を、試みに述るのみ、これ聖人の名を正しくするの遺響とすべきものもあるべきか、ことに右はみな地下の官位のことにて、雲上に於ては何さはることもなくして、四位以上、おのづから階級ますます高くなることなれば、決して行はれがたきことゝもせずともおもはる、

○  
一、世に吾孀百官とて専ら用らるゝあり、是は人も知たる通り、平親王將門の僭偽の時の官名なり、世は遙ながらも、叛賊の偽官を受ると云ことは、決してあるまじきことなり、是はよく諭して、一切禁制あるべきものにや、もとより禁ありて、聊もさしつかえのなきことにて、且は是も名を正すの一端とすべし、



一、右敘任の新令、もし行はるゝ日ありとも、夥しき士大夫のことなれば、故習に安んじて、敘任を望まぬ人もあるべく、又先祖代々の通り名なりとて、改むることを欲せぬと云もあるべし、これを強ふることには非ず、それはそれにてすておき、望まるゝばかり敘任あるべし、然るに既に官階あれば、無位無官の人とは、品替るべし、故に同役中にて、新役にても故役より上座たるべし、同階中に少々祿の高下ありとも、先階の方上座たるべし、侯國にてもこの通りなるべし、この格よく立たらば、敘任を望まぬ人いそがぬ人はなきやうになるべきのみ、

### 御番城御普請の事

治りて亂を忘れず、安くして危を忘れずとは、聖人の明誠昭々たる事なり、大阪を始め、所々御番城の武備の嚴重なること、國初已

來制度詳かにして、かく升平の久しきにも、聊か廢弛の事なく、往聖の意をよく體せられたるは、寔に有がたき御事なり、去ながら年來のことゆへ、御城内御番方の御小屋向、段々の頽破に及たる由聞及べり、尤御破損方の有司あれば、段々修理に御手拔はなけれども、出納の吝は有司の職にて、少しにても手軽く濟こと働となり、又その御手當金にも歳額ありて、餘裕はなきことの由にも仄聞せり、それゆへたゞ目前の急を塞ぐのみにて、全體の頽弊は救ふべきに非ず、末には朽敗益深くなるべし、何分長久の御事なれば、二三十年に一度づゝは、大脩覆なくては叶はざることなるべし、他所の御番城は、愚の耳目の及ばぬ所なれば、姑く是を置いて、近く大坂の御城にて申さば、御城代兩御定番の三館は、常住のことゆへ、さまでのことはなく、その外一年切の御小屋向は、以の外



にて、書院さへも、雨中には大漏にて庭上の如く、疊をあげてその乾くをまつなど承はり及べり、その家中の長屋は、申すにも及ばざるべし、さて御城内の潦水は、みな内湟へ落るやうの水はきなるべし、その水道損じたる故にや、潦水はみな屋敷の下に流れこみ、長屋の下は、海の如くなる所もありときく、上漏下濕ふことこの通りなれば、病人多く、古人の河魚腹疾など云たる類にて、多く腫氣を病んで救はざるにも至るよし、總じて浪華城は、丘陵の地に繩張ありたるゆへ、御城内も南は高く北は低し、それゆへ牙城の南は乾湟にて、此は湟水岸と齊しく、少し雨あれば、岸を踰て溢れ流るゝこと常なるよし、山里郭の小屋は、此湟の内であれば、濕氣深く、その外三御加番の小屋は、東側の低所にありて、是も濕氣甚しく、京橋口の小屋は北に在て、牙城の聳へたる陰をうけ、湟水

の溢れ流るゝ末を受たれば、第一に濕氣深しときく、南の高き處にある大御番の小屋さへ、水はきあしきゆへにや、濕氣を免かれざるよし傳へ聞ば、東北は思ひやるべし、因て年々腫氣を感ずる人多き筈なり、人命重事、一人にても水土に觸て疾を得るは、痛むべきことなり、是君長たる御身に於て、等閑のことに非ず、常人にても等閑ならぬに、まして勤番は不虞の備へなれば、平生みなみな誰よりも身體堅固にて、武術に間斷なく、人まさりに働き健なるべし、年中の要務は、是のみのことなり、然るを右の如く病人多く死亡もあるは、大に武備の障りとなり、祖宗已來往聖の明誠に違ひ、治に亂を忘れさせ玉はざる美意に背馳するやうになりゆくべきは、苦々しき御ことなるべし、故に是は必ず折々に、大に土木を興し、水潦を滯らせず、濕氣消釋し、かつて病人の出來ざるや



うの手當は、御慈仁の美意のみならず、不虞の備への尤肝要なるべし、されども極治の世に、不虞の備ばかりのことなれば、度支の官にては、まづさし向たる出納に繁劇なることなるべく、ことに一旦の秕政にて、國計匱を告し比など、誰頓着のあるべきに非、御多門の焼失さへそのまゝになり來りたり、近來仁政の美にても、曩時耗竭の餘を受させ玉ひ、又不慮に京師の御造營など、經費洪大の御事、今以御手も離れざれば、中々餘事の大費を論ずべきの時には非ざれども、愚はかねて竊かに存じ寄たる一術ありて、是は大土木を興しても、國家に少しも費す所なく、少し隙は取べけれども、武備に於て少しのゆるみなく、濕氣悉くさりて病人なくなり、大に武備を助くるやうになり、御番方の上下みな大慶にて、諸工匠を始め、凡そこのことにかゝりたる者、悉く大に喜び、誰一

○

人迷惑する者なきやうにあらしめんと欲するの術なり、この術は、權術詐術の術には非ず、いわゆる法の巧みなるものにて、なしがたき所をなしえんとするの術なり、その方左の如し、  
一、御城の大土木は、濕氣を去こと第一の武備なれば、御城内の總水はきを改ること肝要なり、然れば御小屋向を残らず取拂ひて、改めたきものなれども、それにては一旦空城同前のやうになり、武備に缺所あれば、その半を存し、半を取拂ひて考ふべし、それにも總水はきは推て知べし、故に御番頭一方、その御組の御番士與力、并に御加番二方の分、是までの通りにて、その半分の小屋を一時に取拂べし、尤このことを興すは、必八月交代の時をまち、その半分の登り番の方へは、兼てより土木の内は、江都にて扣へを命ぜられ、常式御合力米の内を、高の二分通り賜はり、もし一年に



て濟ざるときは、その扣へのまゝにて交代あり、又その次の御番方に、右の通り賜はるべし、御加番も亦然るべくして、扣への内は滞府たるべし、在府中に居ながらの扣へにて、交代の路用、その外在番の費、いさゝかなきことゆへ、二分にて扣へは事足べし、殊に丸一年勤番の勞を免かれて、外にさせる費もなければ、御番方は大慶なるべし、右の土木の内に、萬々一西戎北狄入寇の變、又は中原不虞のことなどあらんとき、扣の分急に馳登らるべし、平日扣へのことなれば、夕に命を聞て朝に發せらるべく、二旬を出ずして、御番方の手は揃ふべければ、武備に於て聊かも缺ことなし、争亂の世の近隣皆敵境、山澤悉く賊巢など云ときは格別のこと、かゝる極治の節に、この二旬を待ざる急變など云こと、千々萬々決してなきことにて、この扣へと云ものゝ懈緩に歸すると云事、毫

もあるべからず、これ智者を待ずして知べきなり、さて半分にて勤番ある分は、げには務も少し多くなるべければ、常式の外に一分通を増賜はるべし、右の務は、たゞ御番のちとせはしくなるなどの類にて、勞事の増のみ、外にさして費用の増事もあるまじければ、一分の増賜にて事たり、この賜にてその勞を償へば、これ又大慶の方なるべし、この半分の土木すみ切たる上にて、残り半分の土木、又右の通りなるべし、御定番は居ながらの事ゆへ、初の半分の普請中に、早く出來たる御加番の小屋に移しかへ、そのあとを取拂ひ、一所の普請とし、又後の半分の普請中、又一方の御定番を移しかへ、右の通りなるべし、大氏京橋口は山里へ、玉造口は中小屋へと申すやうにてすむべきか、是はつねの如くにて、何も進退なきことにて、たゞ一方に兩度の引移りの勞あるゆへ、別に五



百俵ばかりづゝ賜はりて、これも大慶なるべし、さて土木は、多人  
數をかけ、事を急ぎたらば、半分を丸一年にても出来立べけれど  
も、それにては官人も多くかゝり、さまざま、無益に費ゆることも  
多くて宜かるまじ、まづ丸二年のつもりなるべく、又半分に又丸  
二年、御定番の小屋ぐるめに通計丸四ヶ年、足かけ五ヶ年に成就  
と立べし、總じて御城普請の工匠輩は、夫役を以て召使はるゝ御  
ことゆへ、諸人大切に存じ、仲間の巡番を以て相務むることなり、  
尤夫役ゆへ、下し置るゝ作料は僅かなることの由、是はその筈の  
ことなるを、細民利を貪るの常情なれば、もし多人數になり、順番  
せはしくなれば、迷惑なることに存じ、おのづから怠慢の心生じ、  
役に就ても、いろくゝとその頭の目を掠め、蔭に廻り休息がちに  
て、働かざるゆへ、職事はかとらず、上下の爲、何にもならざる費多

くなると聞及べり、虚實はしらず、理に於てかゝることあるまじ  
きに非ず、一説には、官より賜はる所は、工人平生の定めを通りな  
れども、方々にひけ方ありて、工人の手に入所は、四分一ほどのこ  
となり、初よりかゝる定めならば、工人も夫役と思ひ安んずれど  
も、中間にていろくゝ乾没ありて、右の如くになるゆへ、工匠輩甚  
だ是を愁れども、嘆訴するに地なしと云、果して然りや、その實際  
は愚もたどり知ず、右の土木起りなば、是は常例の外のことにて、  
又平日に繼行はるることにも非ず、且又是は官に新たに費す所な  
きの工面あること故、上の徳意を以、細民の御救と申す姿にて、作  
料は町にて取べき程を賜はり、童子の僅に材木の穴鑿べきほど  
の者も、半役を下しをかれ、元服したるもの未熟にても、一人役に  
命じさせられ、なるたけ人數を減じ、順番のせはしからぬやうに



命あらば、皆々大に悦んで、庶民子來の勢あるべきか、さあれば働きも宜しく、土功もはかどるべく、上下ともに益あることなるべし、又厠輩の渡り者、御番方に奔走せし者ども、御番方暫一方になれば、半ば手を空くすべけれども、これは皆土木の人夫として召使はれば、相當の雇直を得て、一日も間日なく、みなく、有がたく存すべきことならん、

○  
一、右土功は、水はきより始むべし、御城内には、定て悪水を内外渥へ落すべき水竇あるべし、年久しきことゆへ、かの水竇湮絶したるならば、脩治すべし、水竇には別條なけれども、地形荒て悪くなり、潦水は竇に赴かざるか、然らば地形をよくならし、悉く水竇に注ぐやうにすべし、何ぶん總御小屋向の地形を、その門前より一尺も高くし、建物の下は、二尺も高くなるやうに築あげ、潦水はそ

の門前の溝へ落し、溝より水竇に注ぎ入べし、これは大氏にて論ずるのみ、何ぶん水竇ある所の地勢に従ふべし、この地形を上る土砂は、他に求るを疾ず、牙城の四面、御小屋前の往來の地を、低き所は一二寸、高き所は三四寸も剝りとれば、事足べし、もしつもりとは違ひ引足ずば、外城大手前の番場より玉造りへまわり、杉山につらなり、高所を剝夷せば、いかほどの土砂なりとも、十分なるべし、さて建物は、長屋までも是までよりは床を高くすべし、是濕を防ぐに宜し、床は今までは、往々竹簧がきなるべし、皆改て板を用べし、是寒を防ぐに便なり、屋根も少し高くし、皂隸の居の外は、みな龜板にても天井を張べし、是暑日の炎氣をさけ、冬日の寒風を透さず、壁の分、外は二分土ぬり、内は中ぬりすべし、是雨濕をさけ、透間の風を防ぐ、みな人をして病しめざるの術なり、屋は一統



に瓦葺なるべし、是炎威をさくるのみに非ず、第一火の備へなり、御城内炎警嚴重なるゆへ、失火の虞はなけれども、先年の如く雷火の變など測りがたく、又去歲上町の火災、猛風焰を吹かけ、長屋向既に火の粉にて燃付たる所もありし、御防ぎ手拔なきゆへ、速かに消滅ありたる由なれども、危かりしことなり、瓦屋にてはその氣遣ひなし、瓦は費す所多けれども、火難病難大切のこと、その上追々の破損を免かれ、積年の上より見れば過費に非ず、

一、大御番の西小屋は、いかなるわけにや東とちがひ、殊の外手狭く、外城の屏裏に迫りたるゆへ、別して暑蒸堪がたきと云こと聞及べり、愚拙御城入の官命を蒙りしより、毎度往返に目の及べる所にては、西小屋の前升形の後口にあたりて、よほどの空地あり、是は軍用の爲につけあることならばいざしらず、さもなくてた

と空地となりたることならば、この所へ西小屋を四五間ばかり張出し、屏裏をすけて鬱蒸を泄し、いよく手狭くば、一と間二た間は建添りても然るべきか、

一、右土木の總計、何ほどの費用なるべきか、大氏二萬金ばかりのことなるべけれども、何角念をいれ、經營あらせられたきとの主意なれば、かれこれ入増もありとして、三萬金にては圓備なるべきか、愚計を以てかねて考ふるに、御番方への御合力米、年々不同あるべけれども、平均にては十三萬俵ほどのことと聞及べり、これ見穀にして凡五萬石餘なり、此内現米三萬石餘は、上文に述る如く、御番方夫々の渡し方とし、その残り現米一萬八千石となるべし、内、八千石代を初年土木の料とし、一萬石を遊金としてのけおくべし、前後四ヶ年を通じ、合せて三萬二千石にて、土木大成し、



合せて四萬石代遊金となるべし、この遊金第一不虞の備へなり、土木いまだ畢らざる内、萬々一戎狄不虞の變などあらば、右遊金を以、建残りたる所に急に假屋をかけ、扣への分馳登らるゝ御番方に、夫々渡し方を立るなど、別に國計を勞せずして事辨ずべし、是はたゞ治に亂を忘れざるの手當のみ、勿論安穩に年限の通り事濟べければ、その上にて先年炎焼の升形御門櫓等の再造、并に御城代屋舗の修理など、右遊金を以心易く完成すべし、或はこれを難じて、國用を費す所なくして、切要の大土木を大成するは、なるほど一策とすべけれども、かく歳月を彌久すること、左右に事をよせて、陰かに遊金を貯ふる爲に圖るやうに見へて、處置の磊落ならぬ所あり、夫よりは事を速かにし、右の遊金を打こみ、一方を丸一年づゝに事を竣て、二ヶ年にて大成すべし、それとても兩

年の高通じて三萬六千石代を以、三萬兩の土木料を辨じ、六千兩の遊金はあるべし、この方磊落なるべしといはんは、是然らず、上にも述る如く、御番方は武備一通りのことなれば、武備に於て少しも廢缺なく、それゝ手當嚴重なる上は、少々土木に歳月を引たりとも、聊か油斷とすべからず、遊金のことは、元より國家の益を圖りたるなれども、このこと全體みな國家の益となることなり、總じて下を損し上を益は、聖賢の誠るところなれども、今の圖る所は、上は國家を益し、中は列侯士大夫を益し、下は工匠徒役まで利する所にて、外に一人も不利なることなし、易にいわゆる義の和なるものなり、愚あに私する所ありて然らんや、その上數千の遊金のみにては、炎上場まで手は届きがたし、炎上場元より武備の一つなれども、數年前の振合にては、當分不急のこととて、等



閑に過させられしにや、又唯今にて國家打つとき、差向たる大費もある御ことなれば、もはや年來の事となりたる炎上場は、俄に問せ玉ふにも違あらざることもあるべし、かゝる時節に當り、少しも國費を缺ずして事を完備せんは、忠計の一ともすまじきに非ず、四五年といへば遅緩なるやうなれども、國初に當御城の大土木、大勢の諸侯に手傳仰付られたるは、六ヶ年かゝりたる由なり、その已來幾んど二百年に及べり、今この一擧にて、又二百年は保つべければ、前後四百年の間に、たゞ數年と見れば、何ほどの事にもあるまじ、故に愚計のまゝにて、させる難もなきことなるべし、尙又かねて窺かに考る所の乗除の委曲を、左にしるすといふ、御城内御番方毎年御役料米一倍の高

一、壹萬俵

東小屋  
大御番頭

一、壹萬俵

西小屋  
大御番頭

但し御一方は萬石以下の事あり、双方とも萬石已下のこともあり、又三十萬石以上のこと元よりなり、年々不同あり、萬石以下は御足高ありて、大氏五七千俵づゝにて相濟こともありときけども、全體萬石高の御持分の由ゆへ、古來定りたる常數を以て算を立るなり、

一、三萬五千俵

右兩組  
御番士百騎

但し御番士方は、大身小身打雜り、年々大に不同のあるべきなれども、大氏平均三四百石の高になるべきか、故にまづ三百五拾俵ならしを以て算す、大に相違のこと  
にや、心元なし

一、五千俵

右兩組  
與力廿騎

但し二百五十石高の積りなり、外に同心もありや、ありと



も微者の事ゆへ、これは略して算せず、

合て六萬俵、

一、三萬俵

山里御加番

一、二萬俵

中小屋御加番

但し右は、唯今にては十分一の引け方これあるよし、是の定めは、中ごろより有司の一時の勘辨に出たるなるべし、本數にはあらずと聞及べり、昔は五萬石の高までもありし、脇坂侯五萬三千石にて、この職に臨まれしことありし、その後國費を裁抑して、三萬二萬の高に定まりしならん、今まづ一時の權はさしをき、本數を以て算す、下の二口是に同じ、

一、壹萬俵

雁木坂御加番

一、壹萬俵

青屋口御加番

合て七萬俵

右總計拾三萬俵、四斗俵なるべければ、見米五萬二千石なり、右現米五萬二千石の内、二萬六千石は、是までの通、大御番并に御番士御加番半分勤番の分へ御渡し方、又二千六百石は、右一分増の御渡し方とし、合て二萬八千六百石、引残て二萬三千四百石なり、御番方半分御扣への分に、二分の渡し方の高五千二百石、又御定番一方引移りの料、五百俵分の見米二百石、合て五千四百石、右の引残り高二萬三千四百石の内引、又その残り一萬八千石なり、先は石一兩の積りを以、此代金一萬八千兩の内、一萬兩は遊金とし、残て八千兩を一ヶ年分の普請料とすべし、その次年又一ヶ年、右の通りにて半分の土木落成し、土木料二年、合て一萬六千兩、遊



金合て二萬兩となる、按に、御定番分の二百石は、兩年かけての積りなるを、こ  
細になるゆへ、そのま  
ゝにさしおくなり、又次の二ヶ年にて、残り半分の土木成就し、この  
二ヶ年合せて土木料又一萬六千兩、遊金又二萬兩なれば、四ヶ年  
通計土木料三萬二千兩にて、最初に大凡三萬兩と積りたる數に  
は十分なるべし、遊金は四萬兩となる、もし土木料に不足あらば、  
遊金より補ふべし、又餘りあらば遊金に歸すべし、その實はいか  
ゞしらねども、土木料愈三萬金に止まれば、算の面にては、遊金の  
高四萬二千兩となるべし、土木は丸四ヶ年の夏に終れば、その秋  
より右の遊金を以、炎上場の再造、并に御城代屋敷、城外諸官舎の  
修造あらせらるべきか、

一、炎上場は升形御門、并に夫につゞきたる御櫓御塀なるべし、御  
城代屋敷は水はきもよく見へ、いつの御經營なるにや、格別の類

破とも見へねば、大脩覆にてすむべきにや、御長屋向はいかゞあ  
るや、損敗甚だしくば建替なるべきか、この費用何ほどなるべき、  
大氏は御番方半分の資用に准じ、一萬五六千兩にては事足べき  
か、その分を右の遊金四萬二千兩の内にて引、その残り二萬六七  
千兩は、眞の遊金となるべし、果してかくの如ならば、國家の大計  
に於ては、させる高にもあらずとも、上下相益て、歡欣和樂の中よ  
り、自然と出來たる羨餘ゆへ、窃かに一世の爲に慶すべきことな  
らん、この遊金の内にて、處々都會の地に學校を興したきものな  
り、別に國費を煩はさずして、永世不朽の大益の基となるべきこ  
と、これ兩便のことなるべし、學校のことは尙又別に論ずべし、  
一、この以後二十年に一度づゝ大脩覆ありたし、これは御番方の  
半分、丸一年ぎりの御扣へにて、御在番の分は、修覆濟たる方へ半



年づゝ徒り替りと申すやうにて、渡り方普請方諸人用、何事も大土木の四分一にて事終るべし、この入用遊金など、一算して知べきのみ、かくありたらば永代大頽破と云ことあるまじ、そのたび毎に一萬兩ばかりの遊金は、自然と出来て、永く不虞の備へとなるべきのみ、且又これにて平日年々修覆の費をも大に減ずべし、是等みな自然の國益なるべし、

○  
一、御小屋向の疊建具はつけ渡りにて、一と間く書付あり、改めて段々引渡しになるとき、御番士并に諸家中の分も、皆然るべし、御番士以下の鍋釜桶壺類の諸道具は、交代前に皆賣拂ひ、新代の人一々買入れになるゆへ、その兩三日の間は、以の外の混雜なること、當座の飲食に事を缺人もあるよし、又御城外の諸商人、是を賤く買貴く賣て、過當の利を貪り、或は諸道具を損料かしにして、

御番の人無益の費もあるなど、その害そのさしつかへ、枚擧すべからず、大なる年々の通患たるよしなり、是は大土木落成の時、官より悉く是を辨じさせられ、疊建具諸道具は、長屋向末々まで軒別に、書付を以て引わたし、諸家中の米油醬噌薪炭など、二三日用べきほどをつもり、その主人々々へ賜はり、主人より一家中へ配分あるべく、家中少なくあき長屋多きは、その餘りたる諸道具は、主人へあづかり、米油已下は主人の臺所へ打こみ用ひ、交代の時その數を具へて、次へ引渡すべし、その家中の人在番中、諸道具の損じたるは繕ひ、失たるは補ひ、米油已下初め、受取たる數の如く用意して、かきつけを以て残しおくべし、これにて交代の時の通患を全く免かれ、初登りにて當地不案内の人、別して力を得べし、かくありても初あらざるはなく、よく終りあること鮮きの人情



なれば、次第に入かはる人ゆへに、昔の煩擾を覺へざるより、今の廣惠を忘れ、年數を歴る内に、諸道具段々あしくなり、數を書付に合すまでにて、用られぬ物ばかりになり、又は不埒の人ありて、諸道具書付にみたず、米油以下の諸式の揃はぬもあるやうになるべし、故に二十年目大修覆の時に、官よりさらりと改めつかはさるべし、廿年に一度づゝ改まれば、永代事を缺くことなかるべし、是らを遊金の内より辨ずるは、至て容易のことなるべくして、諸人の恩庇を蒙ることは莫大なるべきか、

一、右の土木積りを照して、二條の御城を始め、所々の御番城の御脩造も、追々行はれたきものなり、他所の曲折は詳かに知所に非ず、又右を以て准ずれば、詳かにするにも及ばざるべし、

### 武門養子の事

武家養子のことは、御條目もこれあり、同姓に養べき人なき時は、縁者或は他姓よりも求むべしとの御ことなれば、他姓養子公然たることなれども、是は同姓の養子必としがたきより、設させられたる法なり、元來他姓の養子は、あるまじき筈のことなれども、同姓に養子とすべき人柄なければ、目前その家廢滅するゆへ、已ことを得ずして、他姓養子のことを免し置せらるゝなり、その上に今にて他姓と云も差別あり、今の氏族は異なれども、本姓明白にて、同じく源とか、同じく平とかあれば、やはり同姓なり、そのわかれたること已に遠く、又その家を興したる人の子孫に非ざれば、十分なることにはあらねども、是を他姓とはすべからず、もし系圖慥かならず、たゞいひ傳へたるばかりのことならば、他姓に同じかるべし、是又人々辨ふべきことなり、昇平已來二百年に近



く、世に追々その意をとりたがへ、同姓異姓の差別を心得ず、跡さへ立ば宜しきとのみ心得て、段々他姓相續のことひろくなり、唯今にては諸侯の内、始祖已來一代も他姓養子のなきは、希なると申す位のことにもなりたり、されども年久しき風習ゆへ、俄にかんともすべからず、このまゝにて又年を積なば、最初祖先の功勞を重んじて、茅土あらせられたる家々、残らず他人の有となるべきこと、洵とに惜むべし、或は侈靡の風さかんになり、同姓の輕きをすて、異姓の重を求むるやうにもなり、かたゞ以て苦々しきことなり、近き比ある名家の他姓養子ありたるを聞及べり、この家は、國家に於て干城腹心の功勞ありしに非ず、たゞ珍しき古家なればとて、格別の格式にて立おかせらるゝは、一線の血脈一つのことなり、然るを他姓を以て繼れては、上の御賞翫の筋は

きれはてたり、それも外に同姓地を掃て、實に止ことを得ざるなれば是非もなし、これは西土に同姓ありて、その家よりはまさるばかりの慥なる血脈にて、子姓の數もあり、聲息も通ずる間なるに、それは世に隠れたる家なるゆへ取合ずして、他の顯諸侯より養子ありたるよし、別して殘多きことなり、第一には、御條目の、同姓なければ他姓よりとの旨には背きたることなり、上卷に述たる分封のこと、大宗小宗の法に近ければ、もしこのこと行はれば、同姓養子の備へ厚くなるべけれども、全體世に同姓を重んずる心なく、目前の便利を求むること主となりたれば、舊習を革むべき日もなかるべし、是は今日より法制を一つ設けずしては、救正しがたかるべし、試にその法をいはゞ、今までのことは、他姓も實に准じ、さらりと置いて問はず、この度號令の下りし日より以後、諸侯



方は云に及ばず、麾下の士大夫末々まで、相續は必ず同姓たるべく、いかほど輕き家よりも尋ね求て迎へとり、又先代養子ありしは、その血脈の分は、姑く同姓に准じ妨なかるべく、今日より改て他姓を取ことを堅く禁制あるべし、もしいかやうに求ても血脈なく、實に止ことを得ずして、他姓養子の願あらば、家督の二十分一を削りて跡をたて、又後代に血脈の養子出來たるとき、本知の通り還附あるべし、總じて同姓の親類なきも、家臣の内には必ず同姓のあるものなり、もし外に求めてなきときは、家臣の内何代たちたるとも、血脈に紛れなくば、それを迎へ取て嗣と定むべし、家臣の子を主人の養子とするはいかゞといふ俗論ありて、このこと是まで行はれぬは甚非なり、世には親王公卿より大小諸侯まで、その血脈の故ありて、民間に墜たるを俄に搜し求めて迎取

り、嗣となしたるためし少なからず、鍛冶家の槌打となり居たる童子、遽に親王家となり、町人の手代となり負販し、農家の子となり、耕犁に服し居たるが、一夕に諸侯となりたるなど、正しく聞見の及ぶ所にあり、それさへあるに、譜代の家臣の子を迎へ取こと、何の嫌疑のあるべきや、もしや久しく養子の子孫にて立たる家の、珍らしく先祖の血脈に復したるは、その家中比に少々減じたる高もありなば、これを復して祖烈を顯はすべし、もし大分減じたるは、或は半或は三分一、或は十分一など、宜きを量て還附あらせられたし、もし大藩にて曾て減少のなきも、官位の昇進中比より落たる分、先祖の昇進に従がひ、或は一二等を進め、是を賞格とすべし、それもなきは、別に何にても賞賚ありて寵異あらせられたし、侯國にも令を傳へて、その家臣の養子、右に准じ法を定めし



むべし、かくありなば、同姓の養子段々と盛になり、他姓養子と云  
ことは消失べし、

### 武門元服の事

元は首なり、服は衣服の服なり、元服は首の服飾にて、冠弁帽幘を  
着て禮とすることなるに、今は武門無上の尊貴より、侯伯士大夫  
に至り、下は平民までも、あらぬ姿に變じ來りたれば、首の服なる  
ことかつてなし、觚不觚、觚哉、觚哉とは、かゝることにもあるべし、  
鄙撰の逸史に是を論じたる一條あり、左の如し、

元和二年丙辰、春正月、正會、命侯伯以下、隨爵位、具冠服、以改軍容、  
逸史氏曰、今之俗、以去頂髮、爲成人之儀、京室搢紳之外、貴賤皆然、  
相傳、萌於鎌倉時、或曰、創乎室丁氏、蓋喪亂之世、從軍者、兜鍪皆生  
蟻蝨、故權剃頂髮、以避其患、役罷復舊、既而天下滋亂、將士丁壯、不

違復髮焉、因仍成俗、卒至於以代冠禮、其爲軍容也甚矣、或曰、中古  
有月額、今去頂髮者、蓋月額之過甚、非軍容也、未知孰是、縱非軍容  
乎、其失禮容則一矣、俗又有單麻肩衣半袴、通爲貴賤、公服亦係亂  
世苟簡之製、可厭耳、當時守文之治、釐服制、正國容、可謂盛事矣、然  
未及變斯俗、留以成世之頑習、惜夫、

かくは論ずるものゝ、もはや年久しく風を成たるゆへ、今さら俄  
に如何ともしがたし、元來總髮なる上に長くのばし、婦人の髮と  
同様なる筈なり、源の渡が妻の義死せる、濡髮を探て證とせよと  
云し、洗髮にて髻を作らざる内は、男女差別なかりしこと見べし、  
いつの時よりか、男子は斷切の事になり、左氏に吳髮短と見へ、史  
記に泰伯の斷髮文身、南越王尉佗魑髻のことなどあり、皆吳越南  
裔の風なり、琉球は南夷ながらも髮は斷ざるに、我邦は斷髮とな



直考  
り、是ばかりは京師搢紳も免かれず、今に古風を存するは、僅に洛北の八瀬の山民ばかりなり、さる故、是は別して改がたきことなれば、もはや改めずともまゝなるべし、但願くは武門一統に、折を待て今の總髪に歸するやうにありたきものなり、みな總髪たれば、元服の式は、自然と冠帽を用ゆるやうになりて、是最美事なるべし、剃頂を軍容と見れば、士卒の當前なれば、輕き士輩より庶民は、今までの通りにて、公儀にては御目見以上、諸侯家にては何格以上を總髪と云やうにて宜しからん、今日にて世間一統に、剃頂せる人をさして、奴<sub>ニ</sub>あたまと呼は、その賤民の風たるは知べきのみ、但し民間までも髪を立るに禁はなかるべし、

○  
一、總髪は誰も慣はぬことゆへ、もし新たに令下りては、氣の上蒸を患ひ、頭瘡に害するなど、さまざまの難儀あるべけれども、古代

天下總髪の時、この患あることを聞ず、今日堂上方にて、この沙汰かつてなし、必竟は身の馴ると馴ぬとのことのみなり、されども是を強るは宜しからず、故に必是を行はんとならば、たゞ位階官祿ある人は、總髪たるべきわけを能諭し、それとも習はぬことにて迷惑なる人は、自佗とも是までの通り勝手次第とし、望んで髪を立る人は、外に類なを少しとて、見合すに及ばず、外と混雜するを厭はず、髪を立るも立ぬも、届にも斷りにも及はず、隨分法をゆるやかにし、たゞ小兒の成長のとき、剃頂することを嚴重に禁じ、もし犯す者あれば、威罰を施こさせらるゝほどの事とし、まづ七歳よりみな髪をたて總角とし、十五歳以上元服のとき、必冠帽を用ゆべし、兒童の剃頂せぬ人、上蒸などの患あるべき筈なし、このこと堅く行はれ、二十年に及びたらば、殿廷中大かた總髪の人と



なり、初め受引ざりし人も、さすが剃頂は、士庶賤隸の風たるに心付たらば、自然と歸正あるべし、これ督責を假ずして、その風を變すべきことなり、或は幸に廟堂尊貴の御方より、この風を舉行はせらるゝこともあらば、諸侯大夫は勝手次第と命ありても、上を學ぶの下風に偃の艸なれば、一兩年の内には追々變化し、必しも勸勉曉諭を待ざることもあるべし、又或は多き中には、事を曉さざる人ありて、武勇を好めば、絲髻撥髮などにもするものを、總髮にてはなまぬるく、公家めきて武道の衰へとなるべきなどいはんは笑ふべし、そのかみ源平家をなして、武門のたちしより數百年間、世に名高き良將猛士は、みな總髮なるのみならず、婦人の髪と同じものなり、この二百年來の内、太平の化に誇り、懦弱にて聲色に溺れ、奢侈に長じ、國を滅し家を失ひたる人々、みな剃頂なり、

頭髮の形狀、あに武道の盛衰にあづかる所あらんや、たと治世の禮容に於ては、關係する所甚大なるものあり、これ識者の深く考べきことならんかし、

○  
一、足利家元服の禮式、甚嚴重なることなり、理髮加冠打亂しなど、儀節も亦繁し、叔世衰細にて、江州の山谷に奔竄の時までも、山中にて此儀式は儼然たりし、御當家になりて、往々足利の式法を采用させ玉へば、この元服の式も定て同様たるべし、かつて東武實錄の類の書を彼是と閱せしに、御袖留の式あり、又御元服の式あり、御袖留の方はその儀事そぎ、御元服の方は嚴重に見ゆ、この元服とは、定て古禮の如く加冠なるべし、されども御代々御剃頂の御姿と承り及べり、申も恐あれども、この御剃頂はいつの時に行はせらるにや、定て御加冠より後の御事にて、是に別段に重き御



儀式はあらせ玉はぬやうに、記録の面には見へたり、然らば時節ありて御停廢あらせ玉ひても、御儀式に於てかく所はなきにやと推揣奉らる、このこと草野の儀の及ぶべきに非ざれども、事の序に録しおくと云のみ、

### 衣服制度の事

古へより武門に服制のあることを聞ず、しかし烏帽子直垂狩衣大紋素袍など、いつの比にか禮服となりたれども、さして高下の差別もなく、制度染色などに曲折もなく、素袍烏帽子は、平民まで通用のことなりしが、足利の季世より、是等のことも次第に崩壊し、御治世の前より變じて、肩衣半袴となり、武門一統尊卑を論ぜず、格別の儀式の外は、皆この服を用ることにて、平人まで通用し、一向階級の分らぬことになり來りたり、後光明帝は、近代の英

主にましく、て、深く學文を好ませ玉ひ、經筵に四書新注の進講を勅命あり、朝章をも彼是と釐正あそばされ、雲上の弊風を挽回あらせられんと、の睿慮も厚く、その序に、武門に禮服の古意の棄りたるを歎かせ玉ひ、四海萬國いづれの地にもあれ、袖のなき衣服を禮式とすることや有べきとて、この反正のことを東關に勅諭あらせらるべきに極まりたる時に、天崩れ地裂て、俄かに群臣を捐させ玉ひし事、嗟嘆に餘りあるべし、何分年久しき頑習ゆへ、猝に變じがたし、熊澤氏も是を心得て、服は改がたくとも、責て服色を以て尊卑を定めたき旨を述をかれたり、是も尤なることなり、染色のことは、やゝ行なはれ易き方なるべし、既に服色の定めありなば、今まで用なれざる色は、目に立て宜しからず、たゞ黒色、紺色、花色、鳶色、萌黄、淺黄、玉子、青褐、黄褐などにて、随分分るべし、



迎のことに烏帽子直垂、狩衣素袍の制を復して専ら用ひ、それに服色を加へたらば、十分のことなるべし、但し直垂は下は大口なるゆへよし、狩衣の指貫素袍の袴は、みな裾長くして不便利のものなれば、今より改て、半袴の如く短くしてもよきか、長上下は廢しても苦かるまじきものなり、諸國陪臣まで、此制なるべくは見事なる禮儀の俗と云べし、たゞ直臣にても陪臣にても、輕き人より庶人までは、肩衣半袴も然るべし、下賤の禮服は、これにてもすみたり、たゞ庶人まで素袍烏帽子を着するに、禁はなかるべきのみ、

○  
一、烏帽子のことは、愚かつて故老に聞しに、立烏帽子、折烏帽子、士烏帽子など、造り付に仕立るは後世のことなり、古はたゞ一様の烏帽にて、小鷹の紙に漆して製したるもの、或云、紙は小鷹に非ず、柳さびといふ紙なりと、いづれにや、

その折やう用やうにて、いろくゝに變ずるなり、故に古代は烏帽子折と云ものありて、そのかたをつけて商ひしことにて、尊貴より卑賤まで、一統に是を着するなり、その形上より抑ゆれば、みな墊こげて首のなりになる、その墊こげたる上頭を撮みあげて一つ捻れば、圭首となりてとまる、是今の士烏帽子なり、士大夫の平居出入、往々この通りにし、恭敬を加ふる時に引直すなり、賤者の役をとり、工匠の業を作に、帽子さはりて妨るゆへ、引こめ置こと常なれば、士烏帽子常事となりたり、これを半引あげ左右へおれば、左折右折となる、みな引のばし、前を淺くたゞけば、直立して豎烏帽子となる、後ろを深く扣けば、半は後ろへおれて、投烏帽子となり、その輕きはそばだちて、風折烏帽子となる、古き記録物に、諸士の君所につめ居るを、主人より召るゝとき、烏帽子引立て參るなど



かきたるは、右のことなり、甚だ面白きことなるに、後世にて是  
を、知らず、又律派を好むより、造り付となり、一つにてすむ烏帽子を、  
いくいろもこしらゆること、大に古意を失へり、今の士烏帽子は、  
別して見苦しきものとなりたり、是を着するも、後ろにさげて、剃  
頂をむき出し、あやしき所に紐をつけて、かつて首の服とは思は  
れぬ姿となり、厭悪むべきものなり、直垂素袍なども、古へは柔か  
なる布帛を用て體に便なるを、後世是も律派を好むゆへにや、糊  
にて固めこはばりて見苦しく、身の自由も出来ぬやうになりた  
り、その上平日烏帽子あれば、丈夫の髪には膏もいらす、衣衾の垢  
つき汚るゝことも、今の如くにはなく、素袍などあれば、下には何  
を着しても苦しからず、その袴のわきより、下の服少し見ゆるゆ  
へ、下の服損ずれば、その所ばかり新しき絹を以飾り、或は服色と

ちがひたる絹も、かまいなく用ひ、又は無地の服に、烏絹を用て補  
ひなどして、妨げなかりし、是今の鬘斗目の腰換りの濫觴なり、古  
來儉質の風貴ふべきことなりなど、先儒の論にも見へたり、この  
こと今日猝かに行ひがたくとも、徐々として挽回するの方ある  
べきものにや、

### ○ 學校の事

凡そ學校の教の治道に切なること、虞夏商周の古へは申すにも  
及ばず、後世にても道を重んじ治を求むる明主に、この設を缺た  
ることなし、然るべき筈のことなり、我邦にても奈良の京、大寶年  
中に始て學校を設けさせられしより、今の京となりても、大學寮  
の制度完備のことにて、藤氏の勸學院、源氏の淳和獎學兩院など  
を始とし、何くれと盛んなることなりしに、世換り風移りて、次第



に廢滅し、中間數百年の兵戈に、跡も形もなくなりたるは、洵とに惜むべし、學校の衰へは、世の衰ふる基となることなれば、これにてその時の人の治道に暗かりしも亦知べし、國家に長たる人、豈心をこゝに留めざるべけんや、慶長韃靼の初め、馬上に得玉ひても馬上に治め玉はず、早く惺窩を禮待せさせ玉ひ、つゝゐて林家を拔擢し玉ひ、天下の遺書を蒐索し玉ふなど、治本に達しさせ玉ふの德意、實に前代に卓越し、有がたき御ことなりしが、天造草昧にして、禍亂新たに定りたる時なれば、世はたゞ長鎗大劍を知のみにて、僧法師より外に、冊子を挾む者もなきほどのことなれば、猝かに建學の御沙汰に及ばせられがたき勢もあるべし、故に慶長季年、治化已に洽ねかりし比、京師に於て學校御建立の御催しにて、林家に命じ、既に場所まで御卜定ありしに、大阪御陣起り、兩

年にして凶器長く縮まりたれば、程なく神遊あらせ玉ひ、學校の御沙汰はそのまゝになり、遺憾の至りなり、その後昇平の美、林家の學盛んに興り、元祿間大成殿の御設、舍菜の御式など、濟々たる御こと、たゞ士庶の學までには未だ及ばせられざる所、享保初年に、菅野彦兵衛願ひ立、本莊に於て地を賜はり、學校建立あり、初て平民まで講習の所を得たり、その比 上の思召に、京大阪の地も願出なば、學校仰付らるべきとの御趣にて、大阪に於て吾先人忠藏御願申し上げ、是又地を賜はり、除地諸役御免として、懷徳堂を建立し、學風大に振起し、數十年來絃誦絶ず、今愚拙の乏を承るさへ、講習依然として、四方業を問の人跡を接し、先子の遺蹟退轉なく、永久にも傳べき勢あるは、是偏に公恩あり難き御事なり、右の比京師には、學校のことを擔當する人もなかりしにや、何の沙汰



もなくして今日に至れり、是又惜むべきことなり、唯今御新政の美にて、右文の化隆んに行はるゝに付て、林家を提撕あり、舊弊を革ため、學風を正し、諸儒鴻漸の羽儀あり、儒教方に盛んにして、海内目を拭ふに至れり、かゝる御時節にあたりて、京師に學校のなきこと、洵に邦家の光を失ひ、一大缺事とすべきほどの御ことなれば、因循放過すべきに非ざるべし、是に因て愚拙の先年故ありて、京師學校のことを窃かに議したる本末に、今日の見所を加へ、左に具へて異日國家の採用をまつと云、

一、往年高辻黃門公、京師に學校の廢絶したるを深く嘆かせられ、古代の規を摹し、菅家の學を設られたり、既に院の御所へ内奏を經させられ、時の關白九條殿下にも御聞濟あり、經費は加賀南部へ托せらるべく、もはや東旨を伺はせらるゝのみになりた

り、これ容易ならざることなれども、萬一官許を得て建學に及びたらば、その規模制度はいかゞすべきとて、是又内々勘考あらせられ、愚拙は兼て懇遇を得るゆへ、或時召れて咨詢ありしまゝ、愚意を一通り演説し、尙又退て畫一劄子を具へて、是を詳かにし、建學私議と名づけ、又鄙見を以て新たに圖式を裁し、并せてこれを獻ぜしに、甚だ悦ばせられ、内々殿下にも呈せられ、その後天覽をも經たりなど、仄かに承たり、恐多き御事なり、されどもその比東關政府は、文事に遼落たる御事なりしかば、菅公より仰出さるべき端緒もなく、それなりになりしは、嘆ずべきの甚しきなり、その後鄙撰の私議圖式など、尾藩の士大夫中に取傳へて、圖らずも尾公の御前へも出たるに、思召に叶ひて寫留をも仰付られしと聞及べり、是又恐入たる御事なり、それより程なく京師回祿にて、





右等のことは一向灰滅塵斷したれども、折しも世道一變し、今日右文休明の世となり、皇居も追々御造畢り、公卿庶尹の第家も、漸を以て成就あらば、今一兩年の内には、右の舊議も再發の機會に及べきに似たり、いよく國家にこのこと施行あらせられれば、場所は御築地内の東南隅など然るべきか、その正門は丸太町に向ひ、地面は築地の内にありて、別に仕切て一區とすべし、大氏六十間四方の地なるべきか、この所それほどの空閑の地ありしとをぼゆ、しかし追々朝紳の第宅に迫りては、右ほどの地はなきや、しかとは記存せず、是は格別のことゆへ、重からぬ朝士の宅の迫りたる分は、外へ移しても苦しかるまじなど、かねて菅公にも御沙汰ありし、もし宅を移して苦しからぬならば、迎のことに、堺町御門の外の東側の地、御築地につゞきたる所尤も宜しかるべし、

この所は朝士の宅二三軒たち並びたり、空地はなけれども、この二三軒を少し東に徙したらば十分なるべし、御築地の内、この外には場所なかるべし、もし北の端にはありとも便利ならず、故にもし右の二ヶ所にて卜定しがたきわけあらば、そのあたりの京極通りの寺院、並に町屋を少々外へ徙し、五六十間四方の地を拓かせらるべきか、その制度は大氏鄙撰の圖式のやうにても宜かるべきにや、さて親王家御一人、學校の別當として總管あらせられ、且は親王諸王、並に攝家大臣家の子弟の學に就せらるゝ進退を司どらせられ、一代切にて替らせらるべし、前卷に論ぜし如く、もし新親王家追々出來させ玉はゞ、その御中より領しさせ玉ふこと、尤宜かるべし、學校右の如く設あらば、古代の大學寮の姿なれば、往年私議せし菅家の學など、限るべきには非れども、何分



菅清兩姓は、儒家の御ことゆへ、その八九軒の御家より、一人づゝ大學頭に兼任あらせられ、華族以下總堂上の子弟の學に入せらるゝ進退を掌どらせられ、三年切にて交替あるべし、是は頭に付たる常祿ありて、次々へ祿ともに傳ふるべし、外に兩家の内より、一人づゝ頭にさし添て勤あるべし、大學頭に權官はなけれども、見習の爲又は頭に故障の節、代りて事を執せらるゝ爲なり、たゞ本官のまゝにて、別に學官はなく、一年切にて交替あるべし、是は役料の定あるべし、その次に東關御儒臣の内か、又は新たに御抱へ入を以て大學助に任じ、師儒の去就、生員の増減、又は地下官人出席の進退より、凡民の俊秀、貧學生徒までの掛引を司どり、總ての校事を管轄すべし、この下役四人ありて、大允小允大屬少屬に任じ、書藉道具の出納、講會席の排設、修覆方勘定方など役割を以

て務め、菅清兩家の家臣と立合ての取計あるべし、この助允屬とも、多少の常祿あるべし、さて師儒の分は、縣官にその人あらば申すに及ばず、されども先は有にくき方なるべければ、廣く一世に求め、諸國の陪臣にても平民にても、身分の差別なく、たゞ才德優長なるを選用し、何分にも禮を厚くして、招き致すを要とすべし、軽く招きてはや來る者は、賢に非ざる故なり、もし終身と云ては、得出ざるものは、年限を立て交替せしむべし、貫首の一人博士に任じ、或は教授と稱し、次に二人助教に任じ、訓導師句讀師など四人、詩文並に筆道の指南は、この諸人の内より兼べし、外に朝廷の典故、並に公武の禮式に達したる人、樂人の堪能なる、天學に長ずる人、算學はこの内に寓す、是等皆局を分ちて問をまつべし、凡右の分、博士助教は常祿あり、その餘は役料月俸などの定めにて、



みな一代切なるべし、子孫は大方愚なるものゆへなり、もし賢ならば、別に招き致して任用あるべし、この諸人始ての擇み肝要なり、後は年を経る内に、追々遊學生の内より詮序して、別に擇むにも及ばざるべし、聖堂の制度、舎菜の禮式などは、朝廷の典故の残りたるあらば考へ合せ、東土大成殿の成規、又は侯國備前長門の學校などの様子雜へ来て、その儀制を成べし、その餘のこと往年菅公に呈せし劄子に見へたる分は、こゝに略す、併せ按ずべきことも、往々にあるべし、

○  
一、大阪は兩都に列する大都會にして、四海の輻輳するところ、繁華甚しく、その風俗整へがたくして、壞れ易ければ、是又屹度したる學校の設なくては叶ふべからず、その場所偏僻にありては益すくなし、隨分場中に在べし、是は船場の内なるべし、船場にとり

ては、東北によりたるほど宜しとす、たゞ府下は尊貴の人甚少なく、平民のみ多き所なれば、場所はさまで廣大なるに及ばず、市中の街衢、大氏豎横とも四十間に限りたる所なれば、その成規を用て、四十間四方の地を官に御買上げありて、その民を徙し、學官を設させらるべきか、その制度は京師の學に准じ、地面相應に諸事減殺あるべし、主管の人官祿ありて、庶務を統領すべし、教導の人は、平民より選用ありて、是は役料月俸などにて常祿なく、一代切なるべし、人數色目支給の數、是又京師より減ずべし、阪學のこと右の如くは申すもの、城中の寸土寸金の地なれば、右の場所皆御買上とありては、費す所も少なきに非ず、又借宅の者は外に移るも、さして妨げざれども、家持住居の分は、遷徙を患ふべし、その上右の宜しき場所は、多分豪商の居宅にて、百數十年來住つきた



るも多かるべければ、別して遷徙を重んずべし、學を興すは格別のことなれば、是等は顧るに違あらずとも云べけれども、上の御仁慈御節儉にては、右の二項は、同じくば兩ながらいかゞに思召るゝの方にもあらば、こゝに一つあり、京師の設已に圓備ありたらば、大阪は又大に事そぎたりとも苦しかるまじ、因て思ふに、大阪に於ては、前文に述る如く幸に先人願受たる場所、愚拙の今に守所の一小校あれば、是を少々開拓増飭して、官校とせさせらるべきにや、この場所は、大氏宜しき地にて、表口十二間ばかりに、裏行町並二十間なり、僅かに講堂を設け、子舎を具へ、游學生十數人の寄寓を辨ずるのみ、是にても一分の私校とすれば、隨分事足ぬ、それさへ講説の時は、堂上に聽衆居餘り、玄關の式臺まで僅かに膝をいれ、寒夜の節など甚た氣の毒なるものなり、中々官校とす

べき設けには非ず、最初官命を奉じて設けたるゆへ、私に非ず、きつと公儀に立たる場所ゆへ、世間にては公儀の學校と唱ふれども、中々さるほどのことには非ず、今是を開拓せんには、建物の勝手、東を益は用に立ず、西を益こと甚便利なり、幸に西隣は横町まで表口十三間ばかり、裏行町並二十間の家、その内表口四間の家のみ家持居宅にて、跡はみな借家なり、外徙にさして患なく、右家持も小家ながら産の厚きものゆへ、是又外徙に難澁することなかるべし、御買上げの費も、初に云如く、新たに場所を卜定あるとは、まづは八分の一にて濟べし、さて是を以て舊校に加へば、講堂もよほど廣くなり、聖堂も大氏の規模に設けらるべく、教授助教の役宅など云べきものも用意出來べく、所詮迫りたる場所ゆへ、十分なることはかつてなくとも、推出して公儀の學と云ほどの



ことにはなるべし、この造作の費も、初めに云とところに比しては、三分の一か五分の一にては辨ずべし、みなく、最簡極便の事なるべし、もし又右官地となるべき所の裏尻を、隣町へ打ぬきて御買上あらば、是も裏行町並二十軒にて、幸に隣家の入組もなく、表口も同十三間ばかりなるべし、是も家持は一人にて、跡はみな借屋なり、かくあらば聖堂講堂も今少し廣くなり、教授助教の役宅も、寄宿書生の子舎も、宜しきほどに取繕はるべし、又舊校の裏尻ともに開拓して一區とならば、十分のことなるべけれども、是らはみな隴を得て蜀を望むの談なれば、敢て請ざるのみ、但し右の如くにては、その大小狹濶は、いづれにても官地と舊來の拜領地と接連混雜して、いかゞしきものゝやうなれども、それはこのこと行はれなば、その時官より指揮も下るべし、下より議すべきに

は非ざれども、試に擬議せんに、まこと混じてあしくば、愚の守るところの除地を献上して、一所の官地とすべきのみ、先子の初め諸同志の者と議して、この校を設けしも、何とぞ永久に傳へ、退轉なきを欲すること主要なれば、今官地に併せさせらるゝこと、まことに永久この上もなき御事なるべければ、今日の諸同志に於ても本望なるべきか、拜領地を子孫に永く傳へてなどとの私計に非ざること、は、先子の宿志明白なれば、今事の序にこの談に及ぶなり、

○  
一、奈良、堺、大津、池田、西宮、兵庫など、その外諸國大小都會の地、公領の分は、その地の様子に従ひ、大小庠序の設あるべきか、それく土地の品もあることなれば、通じて一樣には定むべからず、何ぶん官より少し力を加へ玉はゞ、その地に興起するもあるべし、多



年ならずして、その備へおのづから成べし、堺など己に近年内々にその催しあり、本衙の使君にも、内分かれこれ心を用らるゝとも聞及びたれば、上よりの一揮にて成就すべき勢なり、その餘諸國のことは、愚拙の窺ひはかる所に非ざれども、西國筋など、その機會をまつ人ありとも、ほのかに傳へたり、

儒者の事

民間にて儒者と云名目の立ざるこそあやしけれ、草昧の世に、卷を執ものを、僧法師と一視したる時はさもあるべし、昇平二百年に近く、文運追々開けたる今日に於て、餘り不都合のことなるべし、尤も朝廷搢紳に儒家と稱するあり、それより公儀侯國に及ぶまで、儒者の稱あれば、表立たる所には、皆その名目立たれども、それは博士文學の職にて、高下とも仕進の人のことなり、元來儒と

は、學んで未仕へざる人の名目なれば、民間にある學者を主とするなり、然るをその本稱立す、民間戸籍に登さざるゆへ、儒者の分往々醫名に托し、又市中にて屋號なければ、得心せぬ者も多きゆへ、工商の名に托して僦居するなど、あまり淺間しきことなり、但し儒生は貧窮なるものにて、中々その業にて、一身餬口の便りも出來がたく、まして上に老あり下に幼あれば、凍餒をも免かれがたきほどのことなれば、或は實に醫術をかね、又は合藥などを使いとし、商賈に混ずるもあれば、この分は是までの姿にて、儒名を立ずして可なり、多き中には儒業を専らとして、貧を甘んじ窮を安んじ、他事を顧みざるもあり、その才徳は長短大小もあるべけれども、その志の確なるは同じ、この分は町在にて、かの行跡をも糺したる上、戸籍に儒者としるし、その所より申し出しだい、官よ



り苗字帯刀を免許あらせられたし、もし後日に行跡正しからぬ聞へあらば、その時苗字帯刀を召上げらるべし、三都を始め、諸國公領みなかくの如くならば、儒風を振起する端ともなるべし、元來京大阪にては、市中に苗字帯刀の住居は禁制なれども、これは武門牢人を禁ぜらるゝにて、儒者を禁ぜらるには非ず、紛らはしきゆへ、一所に禁ぜらるゝとの事なりとも、それは教授をするときせぬにて、その分ちは明白なるべし、京師には宿坊届けと云ものにて、儒者帯刀の住居を官許あれば、大阪よりは事ゆるやかなるやうなれども、儒名の人として、浮屠の受負を以て住居するとは、甚だ本意ならぬことなり、その上武技をする牢士か、教授をする儒生かと云ことは、その所の者の改むるほど明白なるはなし、他所にある宿坊の詳かにする所にはあらず、故に京師も宿坊を止

めて、町より届たきものなり、

近比聞は、京師の宿坊届けは禁じられたりといふ、そのあとはいかゞなりしや、その詳かなるをしらず、

一、あがりたる世には、閭巷に至まで皆學ありなど見へて、閭師塾師など稱し、させる才力なくとも、童幼の師となるほどの覺へあれば、その所にすへをきて、村里賤民までものまなびさせたることなりし、後世に村學蒙師と稱するもの是なり、今の寺子屋と云もの此類なり、この寺と云名目は、由來も久しかるべし、數百年前喪亂の時など、世人は金革を祗にし、干戈を枕とするのみにて、書を讀ものは浮屠より外はなかりしゆへ、たまさか冊を挾む者あれば、僧法師のやうなりと嘲けりたるよし、記録の物にも見へたり、それゆへ民間にて子弟によみかきさせんと思ふ者は、みなこれを近邊の寺院につかはしたることにて、邊土遠境は今とても尙然り、それゆへ兒輩の寺へゆくこと云は、よみかきのことになり



たり、御治世已來、俗間文字の用は追々弘くなり、都會の地には、手  
迹算術の指南、又は少々の素讀、或は諸禮小諷など教ふる者多くな  
り、諸牢人も是を以て口を餉するやうになり、在郷にも相應に算  
筆に通じたる者を引よせおき、子弟を教へ、或は村方年分公私の  
かきもの、金穀の勘定などさするやうになりたれば、今は上國に  
ては、何も寺院にかゝることはなきを、昔の積習にて、やはり寺屋  
寺子寺入と覺へ世間一統なるは、あまり文盲至極のこと、この御  
時節に甚不相應なり、何とぞその師を手迹師など呼せたまきもの  
なり、或は俗に従ひ、司の字を用るも可ならん、屋を付ねば、合點せ  
ぬ習俗なれば、細民は手迹屋と覺てもよし、寺子を手習子、寺入を  
入門又は門ト入などいはせたまきことなるべし、さてこの輩は、も  
とより古への塾師の類にて、昇平の風化により、上の令を待ずし

て、閭巷に滿るやうになりたり、何れも一分渡世の私計には出れ  
ども、自然と上の政教の一つに備はりて、なくて叶はぬことども  
なり、然るを民間にては屋號をつかず、無商賣の住居はならぬこ  
と、心得て、右の輩もみなく、何となりとも、屋號をつき、賣人に  
托して僦居すること一統なり、餘り不自由にて、文化の體を失ひ  
たるものなるべし、尤も子弟を率ゆる身分ゆへ、藝能はまさりた  
りとも、行迹宜しからねば、かの人の子を賊ふことあるべし、是は  
又よく擇むべきことならん、故に改て官命下り、町々にて人柄を  
よく聞合せて住居さすべし、いよく、龜末ならぬ人物ならば、町  
より申し出次第、苗字をさしゆるされ、もし後日に不法のことあ  
らば、苗字をめし上げられ、處を逐斥け、別人をさしおかすべし、こ  
れにて賞罰とも明かならば、風化の萬一を助くるやうになるべ



し、このこと瑣細なるやうなれども、大勢の子弟をとり立ることなれば、目前にてさしての利害もなきやうに見へ、後日の風俗に於て、大に關係する場あることゆへ、そのこと等閑にすべからざるもの存す、

一、在邊にて貧邑小聚などに、道心者、如き僧を招き入て、ものかきに使ふ所多し、是は家累もなく世話薄く、一代切にて、あとに事の残らぬを簡便と心得てすることなれども、かゝる出家は頑鈍愚昧にて、何の用にも立ものに非ず、村方子弟のためなど存もよらず、費は輕くても、まことに冗費と云ものなり、それよりやはり俗人の才覺なるものを招きをくべし、一兩人家内ありて、少し村のせわ多くとも、總掛りのこと、さしてのことにも非ず、又相對の仕方もあるべし、醫を兼るなど、別して村の用に立べし、その子頑愚

ならば、水呑百姓として、又別に人を招くべし、少しにても村に人の多くなるは、末々處の爲になることなれば、心ある人は好んでもすべきことなり、但し是は村より撫育を受る者ゆへ、上條に論ずる苗字を免許ある類には非ず、至て細微のことなれども、序にこゝに述ると云、是邑宰たる人の一指嗾に在のみ、

### 外舶互市の事

明清並に諸蠻夷互市のこと、その來由も久しい哉、足利氏の時、宇内寧謐せざるゆへ、互市に托して貨物關出の害多く、大内氏勘合の印を失ひ、大友氏海關を撤し、盛んに外夷を招きしより、益紀極もなきことになりゆき、織豊二家を経て、禁切の法しかとも立がたく、御當家に及びて、草昧の時は子細ありて、多く蠻戎の互市を許させ玉ひしゆへ、一旦輻輳せる外國、是までつひに至ざる遠



夷まで來りつどひたれども、昇平に従ひ追々謝絶あり、清國も信牌を以て船額定まり、外は紅毛のみにて、奸蘭の禁も益嚴なれども、何ぶん宏闊無際の上、に、慾孔の塞がり、がたき人心なれば、この害やみがたく、又承平侈靡の風に従ひ、外國もたゞ華飭寶玩、珍禽奇卉などの亡用の數を盡して持渡り、ますく、害ありて益なく、最初に互市を開かせ玉ふ思召とは、大に相違の事になり來りたり、但し世人は、姦民の私に外國へ金銀をわたし捐るを深く歎けども、愚はたゞ官より、公けに銅を多く發兌あるを惜めり、いかんとなれば、金銀の二品は、必竟何のやうにたゞぬ物にて、乏しきとても事をかゝず、外國へ皆取れたりとも、何事かあらんや、銅鐵の二品は、民用に甚だ切にて、鐵は云までもなく、大切なるもの、銅はこれに次で甚便利のものなり、故に生銅を年々夥しく外國に

抛ち棄るは、惜べきの甚しきなり、鄙撰の逸史にかつてこのことを論じたるあり、左の如し、

慶長十六年、臥亞入貢、於是諸夷蠻重譯來求互市者、二十餘國、明商舶亦益至、所在海津、奸蘭不貲、乃下令、禁外舶隨便依泊、置樵務於長崎、使奉行長谷川藤廣、鈐轄之、又使賈人庄三郎管其蠶絲、揣量諸貨貿易、務阜民財、

逸史氏曰、互市之係要務、而不可以已、果如此夫、蓋當時屬數百年間、喪亂之餘、海内新息、肩而蚩民、春氓、貿貿然、罔攸營、爲自陸產之可採、海品之可收、以至布帛器械之製、旁及凡百技能、可以給乎國事、而資乎民生、舉有未周焉者、太夫君既興冶鑄之利、事見于慶長七年、乘豐富之運、乃超覽宏圖、開關市、致遠物、上以潤成國華、下爲萬民、啓巧思、通靈竅、一時權宜之制、實有不可闕焉者也、然承平已降、萬用



圓備之日、猶且遵故事、徒以爲煇侈靡之具、則玉栢之諫、旅葵之訓、將於是乎在焉、且也往昔有確論曰、凡外泊所載藥石之外、一切屬無用斯議也、浮屠兼好首言之、見于徒觀瀾三宅氏再發之、見于中白石新井氏又詳議其弊、見于五新井氏嘗居要路、旁審度支簿領、乃算互市所發兌、姦民所闌出、金銀銅大數曰、室町已還、至勝國時、西陲無管籥、海舶來往、茫乎不可徵焉、自慶長至寶永中、百餘年間、所忘失之可徵、推公概私、據顯例晦、金凡六百廿萬兩、銀凡二千六百廿萬枚、銅凡二億三千萬斤云、吁、夥頤哉、寶永而下、到于今、又既歷五紀、其所出、不知復幾巨萬、縣官雖努力、約定額、厠以雜貨、益禁奸、而傾有限之寶、以應亡厭之需、國家无彊之治、其究爲何如、夫二子皆媿々言之、或以爲竭、吾邦義氣之精、言鑿或以爲拔、天地之骨、事憂慮於後世、而付諸浩歎、其言似也、然以予觀之、未爲得政治大體焉、

夫黃白之爲物也、飢而不可食、寒而不可衣、以其貴重也、居焉不得以合棟宇、爨焉不得以制錡釜、以其不堅利也、戰焉不得以造鋒鏑、介冑士則不爲刀削、農則不爲鎡基、工則不爲斧斤、鑽鑿商賈不用釘舟車、而鎖倉庫、其鎔以爲華飾、亦猶外舶所輸珠璣珍怪也、是出彼入、其事埒已、鑄以爲幣也、多焉而輕、寡焉而重、其爲用也均矣、借令異日黃白拂地乎、亦唯白鳳年前、宇宙是也、豈無物可以爲幣乎哉、唯銅切乎民用、是爲可惜矣、異日長國家之人、能達治體乎、則必有以處之矣、若夫所謂義氣之精、天地之骨、是原於五行之說、要皆譚空理、而失實際者也、已、漢儒以還、拘泥詭衍、千載滔滔、舉落窠臼、豈勝與辨哉、

右を草せしは、もはや二十餘年前のことなり、近來御新政にて、中興の業赫々として、互市のことも廟堂の深念を勞せさせられ、去



歳より外舶の歳額を減じ、貨は藥品を主とし、無用の珍玩は禁切あり、因て銅額を省約せさせられしなど、仄聞せり、是愚のかつて、窃かに議せし所と符合し、愚の論中に、治體に達する人、必ずこれを處するあらんと云しは、これらのことなり、世に有がたきことどもなり、然ればこの事は、最早草野の議には及ばざるを、今くだしく、しくこの條を擧るは、俗にいはゆる瞿曇に對しての説經なれば、削りて宜しけれども、創業と守成につきて、互市の品のあること、並びに先儒の卓見ながら、金銀と銅とを一視して差別なく、一世の人はたゞ金銀を渡すを深く惜みて、銅はこれに次やうに思ふ所に遺議あるゆゑに、この條を存しおくと云、

○  
一、縣官のかねて銅額を隨分省略して、他物を以て是にかへさせらるゝこと、理の當然たり、その品は何々と云こと、審かにせざれ

ども、海參、串貝、數の子、昆布、若和布、美濃昏の類ときく、その外品々あるべけれども、たへて知ず、因て愚意を以て、さるべき品を計ふるに、その内にはもはや年來官より渡させらるゝ品ありて、今さら呶々を待ぬも多かるべけれども、それは知ざることゆへ、先試に陳列するなり、紙にては勿論美濃第一なるべけれども、その外美濃小杉、美濃半切大直し、唐紙代りの大紙、さては奉書、杉原、岩國半紙、加賀半紙、大半紙、宇多仙花尺長、越前の繪奉書、雲形紙、薄やう、鳥の子、行成紙、染紙、藍花紙の類、なほ名産品々あるべし、我邦の紙は、萬國にすぐれたるゆへ、外國にても賞翫深かるべければ、隨分多く渡すべし、墨は古梅園を始め、諸名墨の形模高雅なる分、硯は赤間關高嶋石など、その外の器物は、扇子、團扇、傘、日傘、菅笠、菅簑、すべての塗物、蒔繪の諸道具、京、伏見、堺、尾張、備前、平戸、伊萬里など、諸



處の陶器、京細工の人形小間物、駿府有馬の竹細工、江戸伊勢の合羽の類、絹布は加賀絹、丹後嶋、八丈嶋、博多織、越後ちぢみ、奈良晒、仙臺の紙布紙子、肥後紙子の類數々なり、食品は諸國の名産數限りなく、猝かに筆に登しがたし、干大根、干蕪、椎茸、刻煙草、並に石燈籠の火袋など、外舶甚だ好んで求むる由を聞及べり、何よりも第一に渡したきもの、此方翻刻の書籍なり、多き中にて、孝經四書五經、左國史漢の類、新たに無點に官刻ありて、美濃摺又は薄やうずりにして渡したきものなり、或人の茅議雜篇に是を詳かにす、採用あらせらるべきに似たり、さて永久の恒例とすべきにはあらねども、臨時の便利をせば、近來御節儉の令にて、都會の地の吳服店の分、通例布帛の商は繁昌すれども、年來仕込をきたる錦繡綺穀の類、總鹿の子、天鵝絨、金入帶地、綉の袷紗地など、長物となり、一

向售ざるもの夥しきことにて、相應に損失ありとも、うりはらひたく思へども、買人なきに困り居るよし、是を官より廉價をもて追々御買上げあらば、大に悦んでさし出すべし、是を集めて互市の手當とならば、暫の年數はよほど銅額の助けとなるべく、公私とも益を得の便となるべし、近ごろ聞に、江都にて、吳服店の售ざる品を、官へ御買上ありしよし、是は愚の料る所と同様の思召にやいかん、その詳なるを知らず、

一、藥種は申すに及ばず、和産にてすむ分は持渡りを停め、緊要の藥石に上下の品あるは、上品を渡すべく官命あり、宜しきを揣り價をまし、下品をわたしたらば、格別に價を減じ、重ねてわたさぬやうに懲し、その外の貨物もあらば、有用と無用と、華侈と質朴との品、右に准ずべし、

一、書籍は追々持渡りなくて叶はざることなり、されども年來無



用閑雜の書のみ來りて、萬言諭、康濟錄など數編の外には、好書あるを見ず、平日書林の携へ來るに、竟に題目を聞ざる新渡の本なれば、未だ披き見ぬさきに、又長物かと云に、少しも違はざるほどのことなり、是は彼土も叔世になりて、名儒能言の流もなきゆへか、又はありても、その類の好書はわたさぬことか、是を道路に聞に、官にて書物の御買上げは、價を掛目にて定めさせらるゝ由、又聞に、さには非ず、然ども書の良否を見分る人なきゆへ、大部小部にて價の高下定まるよし、それなれば貫目の定めも必竟は同事なり、それにては好書はわたさぬ筈のことなり、故に無用の書を至て賤しく買廻して持渡るべし、わけもなきことなり、この弊改まり、書の良否に従ひ、價の定まるやうにありたし、好書ほど高價になり、濫物は價なしと云ほどになりたらば、互に大益あること

なるべし、いづれにも華人を相手にする場合ゆへ、奉行たる人、學無術にては事ゆかざるべし、嗚呼廟堂にてもこの御擇みはかたかるべきかな、

一、鮫鼈甲は持わたりを堅く制止あらせられたきことなり、鮫は武用に切なりと世に専らいへども、甚だ附會の説なり、古來武功の人、必よき鮫持たると云ことを聞ず、又よき鮫なかりしゆへ、あたら武功を仕損じたと云ことも聞ず、楠は古今の名將、信玄謙信は兵家の尸祝する所なれども、いかなるよき鮫を所持ありしと云こと曾てなし、周防の大内氏は、外船勘合の印を掌どり、豊後の大友氏は、大に蠻夷の互市を開き、中國九國にて上なき大家どもなりしかば、定て天下無類の鮫は、數を盡して所持あるべし、大内は家臣の陶全姜に襲はれ、身弑せられ國亡びたり、大友は島津



に切たてられ、豊公の太刀蔭にて僅かに國を保ちしが、朝鮮陣に  
臆病の働にて、改易に遇て滅亡せり、かゝる時二家の無類の鮫は、  
何の用に立しや、これにて見れば、鮫は武門の妖物にて、大不祥の  
器と云てもよきほどのことなり、たゞ太平になりたる以來、高價  
を競ひ武用を云くさにして、觀美に供し、街耀の具とするのみ、鼈  
甲とさして替りたることなし、必竟は馮球が妻の一釵七十萬錢  
にて、王涯が嘆を興せし類なるべし、玳瑁は往昔一旦制禁ありし  
を、その禁網のゆるみを伺ひ、鼈甲と名をかへて互市を始め、つゝ  
にその玳瑁たることを知れども、知ぬ分にて公然たることにな  
り來りたるとき、此二物は永代堅く禁制ありて、尤も然るべき  
ものなり、互市をさへ禁ぜられれば、國中に用ゐることは、制止なくと  
も可なるべし、あとより渡らざれば、價は次第に貴くなり、一金の

物百金にも至るべし、後は王公大人、或は格別の豪民の寶物とな  
ること、珍物の書畫名器同前になり、民間にはおのづから絶はつ  
べし、但し高價になるほど、細民の奸闖の計盛んになるべけれど  
も、互市の品の内にては、紛らはしきことゆへ、姦も行ひやすかる  
べし、持渡りを禁ぜられたる上にては、その奸も察し易かるべし、

### 朝鮮の事

神功の遠征已來、韓國服從朝貢し、我屬國たること、歴代久しく絶  
ざりしに、今の勢は是に異なり、その故は御當家の初め、豊公瀆武  
の局を結び、一時の權を以て、隣交を修め玉ひし御ことなれば、渠  
も已前の如く我皇京に朝貢するには非ず、たゞ好みを江都に通  
ずるのみなれば、屬國ともしがたく、聘使を待に、客禮を以せざる  
こと能はず、豊家に由なき兵端を開かれしゆへ、止ことを得ずし

○



てかゝる勢となりたるものなり、その諸侯に命ありて、往反の驛次供億の盛なるは、元來日本の豊富を示させ玉ふの意なるべきを、侯國にて追々取あやまり、韓使を重んじ、御馳走の盛なると心得らるゝ勢なり、因て承平以來、追々外を飾て内は窮せる侯國、この供億の大費に甚だ困しむことゝなり來りたり、元來叢爾たる偏邦の使价、たとひ今は屬國には非とも、かくまで天下の財粟を傾けて、應接するには及ばざることなるべし、今日廟堂にこの弊をよくしろしめして、韓聘の期を姑く停させられたる、恐ながら寔に有がたき御ことなり、しかし最早有來りたる故事なれば、今さら關を閉て謝絶することもいかゞなるべく、數年の後には、またこの典を擧させ玉ふべきことならん、然らば舊式を大に變じ、沿道侯國の疾苦とはならぬやうの御處置も、定めてあるべき御

事と俯伏して待のみ、

一、朝鮮は武力を以て我に加ふることは所詮ならざるゆへ、文事を以て來り凌がんとすること、寔に新筑州の五事略に論ぜる如くなるべし、因て我邦の學に暗きの虛に乗じ、わが知ざるを欺て、道中の鹵簿に巡視の旗、清道の旗、令の旗をなど建ること、無禮の甚しきものなり、巡視は領内を巡見するなり、我邦を渠が屬國として、使者を遣はし巡見するの心なり、清道は道筋を掃除せよとなり、沿道諸侯の丁寧なる、掃除接待を忝と謝すべきことなるを、却て使者の道筋をよく掃除せよと命ずるは何ことぞや、令の旗は、我日本に號令するほどによくきけよとのことなり、清國よりの朝鮮に使者のゆくときは、定てかくあるべし、それを渠より我邦に施こし、公然として我を辱かしむること、憎むべきの甚しき

○



なり、もし近年に聘使のことあらば、その前に移書して、これを詰責し、悉く改めしむべきものなり、かゝる不遜を見のがしては、上もなき國耻なるべし、外に正徳年に新筑州の裁抑せられしこと品々ありて、往々事宜を得たれども、その後又舊に復したること多きやうにをぼゆ、是みな修擧ありたきものなり、筑州の時には、下乗井御回書のことなど、さしかゝり強ての裁抑にて、手荒き勢もありし、それゆへ韓使は歸國の上にて、使命を辱むるとて皆罪せられしと聞及びたり、是は戰國の時の使命の角目立たる姿にて、善隣の美意に背たる所あり、とかく素定の所大切にて、何事も彼方よく得心の上のことにあるべし、旗のことも右の如くは申すものゝ詰問せんに、渠は陳じて、清道は行列の前驅の者、露掃の心にて、かつて掃除を命ずる心に非ず、令は我一行の人衆に令

○

する時の用にもたするにて、外國に令するには非ずとならば、くるしからずとも云べけれども、何ぶんに巡視は罪を逃るゝ所なかるべし、この無禮一つあるゆへ、その外も心元なく思はる、もしいよく右陳ずる所の如くならば、前驅の者實によく露掃をつとめ、又一行の人衆も、再三よく令しをきてすむべし、その旗を我邦域中に翻して、我人に見するには及ばざることなり、既に翻せば別に意あるに似たり、況や巡視の旗と同じく翻すに於てをや、一、韓使は文事を主張するゆへ、隨分文才に秀たるを撰みてさしこすと見へたり、故に沿道客館にて、侯國の儒臣と詩文贈答筆談のこと多し、この方の人多き中には、文才の長ぜぬもありて、我國の出色とならぬもまゝ見へて残念なり、それはさてをき、又三都にては、平人までも手寄せへあれば、館中に入て贈答するに、官禁



もなければ、浮華の徒先を争て出ることになり、館中雜沓して市の如く、辣文惡詩を以て韓客に冒觸し、その甚しきは一向未熟の輩、百日も前より七律一首やうく、荷ひ出し、それを懷中し、膝行頓首してさし出し、一篇の和韻を得て、終身の榮として人に誇るなど、笑ふべし、かゝることなれば韓客は諸人を蔑視し、數十篇の詩を前に積みおき、筆に任せてこれを和するに、その中に聲律ちがひ、韻のまちがひたるやうの詩あれば、墨を付て投出し返すを、廣坐の内よりにじり出て拾ひとり、懷中して退くなど、見苦しきことの限りなるべし、又韓人の和を書するに、文鎮の代りに脚を投出し、踵にて紙をおさゆるなど、狼藉至極のことなるを、有がたがりて頂戴するもあり、いづれも我邦の大耻、まことに苦々しきことなり、愚は寶曆の聘使のとき、客館に見物に往しに、唱和の始

りてある席を通りかゝり、右のやうすはまのあたり目撃せり、苟くも志氣ある者、誰かこの輩と伍して贈答に出べきや、故にたまたま正學眞才の人ありても、是を愧て、初より韓人とは聲息をたちたり、韓人は是を知らず、その接する所は往々右の如くなれば、渠をして日本に人なしなど、いわせんことは、寔に嘆ずべきことなり、かさねて聘使あらんには、かねて令を下し、沿道諸侯の儒臣を前弘に都下に召れ、その文詩を達才の人に改させ、格に入ざるは停られ、驛次にて贈答を望むものは、その格に入たる儒臣より改め、三都の平人の贈答は禁ぜられ、儻たまたまに才子ありて、文稿を獻じ自から請ものは、儒臣その外官吏以下の文才ある人に命じて改め、まのあたり席上の作をも試むる程にて官許あらば、韓館中も靜かにゆるく、贈答筆談も出來、韓人も我邦に人あることをし



り、衽を斂めて輕忽の態をやむべし、これ詞藝の末事といへども、外國に對して、我日の本の耻を洗雪するは大なりとすべければ、官より忽せにさせらるべきにはあらずかし、前後にて正徳の唱和ほど盛んなるはなし、まことに日本の出色とすべし、されどもその時は、天下の人材を江都に集めさせ玉ひし御事なれば、沿道驛次は寂寥たることなりしや、正徳年他所にての唱和の集と云ものはきゝも及ばず、右の耻べきこと多かりしかもしらず、今日にては正徳ほどの盛事には及ばずとも、そのかはりに沿道盡く人を撰み、いづかたにても日本の尾を出さぬやうの處置ありたし、

○  
韓人來聘は、隣交の禮にて缺べからざるのことなるべけれども、今日にては大に兩國を疾しむることになりたれば、互に省略し、

いかほど事を殺ても、隣交の禮さへ立てすむべきならば、先儒も論ぜし如く、彼方より僅かの人數にて對州まで渡し、國書聘物ばかりを受取て上達し、この方よりも御返簡、并に酬幣を對州まで遣はされ相わたし、相方とも對州切にて禮を畢て使者を返させられれば、是にて事すみ、彼方にてても大に悦べく、官にも大に經費を省き、天下の諸侯億兆の民まで、永々肩を息ふることになるべし、是は試に最簡極便の方を一つ設けて云のみ、何分來聘は御一代に唯一度のことなれば、格別に厭ふべきにも非ず、侯國にても取たがへて馳走の過たるに心付あらば、大分事をそぎ、さして民を勞せず、財を傷らぬ仕方、いかほどもあるべし、全體韓人の入貢は、禁廷に上表して、日本國皇帝陛下など認ため、返簡は翰苑の諸公起草して、勅答あらせらるべきこと、是古式なり、上古は八十船の



草考 卷之二  
歳貢を修め、鞭梳の誓を守りし屬國なれば、かくあるべきことなり、是を國家の大體とす、されども喪亂を歴て乾綱頽廢し、皇威衰細に就たれば、再び右の跡をたどるべくもあらぬやうになり來り、物換り星移り、當御代に及んでは、前代の過擧を彌縫せさせ玉ひ、好を修め俘を還し、韓國の山河殘破の後をして、枕を高くして絶臥の日あらしめ玉ふは、深仁厚澤渠もまた心に銘すべし、さて絶域の韓人をして、萬里梯航して來らしむるは、御代の御威光、寔にめでたきことなれども、古を以考ふれば、千載屬國たる小夷なるを、時勢とは云ながら、隣交を以抗禮せしむること、十分の素望には非ざるものあり、これ對州切の簡便の策の由て起る所なり、されども急に行はれがたき勢もあるべければ、今日猝に然るべしと云には非ず、姑く録して以て來者に告ると云のみ、

### 琉球の事

○  
琉球の薩に附庸たること、足利氏の時に叛るといふ、御當代に至り、薩より征伐平治の功あれば、古例かたゞ、附庸に下し賜はりたるは、餘義なき御事なるべし、しかしこの海門一つ啓けしより、奸蘭の害甚しきことになり來りたり、元來琉島は華域に通ぜず、全く我屬國たりしゆへに、器服も言語も大氏吾邦と同じきに、明の時その封冊正朔を受て、始て互市を彼に通じ、清國になりても同事なり、是はその初めに、薩より譴責制止あるべきことなるを、いかゞありしや、その以來我邦と華域とに兩屬すれども、諱て沙汰をせず、二國にもよく知て知らぬ顔なり、又互市を好む國ゆへ、その國産を二國に通ずるは、元よりのことにて、我邦の貨物を清國に轉じ、清國の貨物を我邦に漕すれば、兩屬明白なるを、やはり



草 考 危 言  
知ぬ體は、二國みな私に利する所ある故にや、互市は薩藩の受持なれば、年々いかほどの蘭出あるも概量すべからず、官より吏をつかはされ、平生伺察あることなれども、大藩のことなれば、定めて行届きがたきことなるべし、又一説に、崎港に湊する外船の分、まづ途を枉て南洋中に船をかけ、遙かに琉薩の姦商を招き、頗る互市してのちに崎港に著すること常なりといへり、流傳の説ゆへ實否はしらねども、萬一果して然らば、この蘭出又々限なきことなるべし、崎港の奸蘭を官よりいかほど嚴制あらせられても、南海に管籥なければ、如何ともしがたきもの存せり、新筑州の公私亡失する三金の夥しきをつもられしも、豊肥西海の一路に就て算するなり、この薩藩南溟の一路は、初より牙籌の外にあり、もしこれを併せて算せば、さらにをびたゞしきことなるべし、何と

ぞ薩藩を詰責告戒あらせられ、監吏は今少し重きを遣はされ、手廣く糺察し、又琉船にその國産ばかりにて、決して華物を載べからざるの旨嚴命あり、著岸のとき薩人と立合吟味を遂られ、もし一品にても華物をもたせたらば、琉人を曲事に處せらるゝか、貨物を皆燒棄になるか、或は盡く官に沒收し、空船にて追返さるゝなどありなば、姦民の類始て屏息して、蘭出の害も消弭すべし、或人の茅議雜篇には、黒沙糖を禁ずべきの議をのせたり、是も亦理あり、

### 蝦夷の事

○  
一兩年前、蝦夷の騒動は何故なりしや、遠境絶域のこと故しかとは知ざれども、流傳の説には、我商船の往て互市するもの、年來昏昧の夷人を欺誑して、厚利を貪りたる姦計次第に甚しくなり、つ



みに發露して、夷人憤怒したるより出ると云、定てさあるべきことなり、この姦商のことは、官よりも松前よりも兼て掟あるべく、又互市の湊には、官吏の莅んで糺察するもあるべし、邊土絶域のこと故かたばかりにて、その法忽略なることにや、いかゞ、我邦の米一升、酒一升、針一本づゝをもて、乾鮭數十本に易るなど聞傳ふ、何分大利のあることなれば、随分裁抑して夷人の悦服するやうにありたし、今の蝦夷は古肅慎の地にて、肅慎を俗に赤蝦夷といふ、赤蝦夷よりだんゞ、蝦夷を蠶食并吞するといへば、今はいかゞなりしや、何ぶん終には皆併さるべし、又ウスコピヤ國強大になり、東北數十國を併吞し、かねて蝦夷をも伺ふといふ、みなその實否をしらず、いづれ蝦夷の地は、既に松府の啓けし上は、その餘も我邦より綏撫して、手の届べき程は、内附せしむべきものなり、

まづ官吏の物に心得たる人を募りて、互市場にわたしおき、我商舶の厚利を貪るを強く制し、夷人の悦んで互市に就やうにさせば、事もよく辨じ、商舶も後には却てこれを利とすべし、さて夷人の悦所の米酒など、醬豉など、次第に多くわたし、稻は出來ざる地の由なれば、黍稷粟稗の種をわたし、農具をつかはし、耕作を教へ、野菜の種をもわたし、國字をも習はせ、居室衣服器用まで、追々我風を學ばせ、初めに暫くの年數、骨を折て世話をやき告諭せば、夷人も次第に相傳へて、甘從するもの多くなり、段々手を廣くし、その上にて府を開き、益招徠を務めば、夷壤の東邊は往々我に歸すべくして、海物夥だしく輻輳し、以て天下の民用に便すべく、あるひは東陲凶饑の備へも厚くなり、又は崎港の外舶互市の料も饒かになり、かたゞ、以て國家の大益となるべし、又伊豆の大島、八



丈島、隱岐、佐渡などへの流人の内をこゝに流して、夷民と雜居せしめ、共に耕作漁獵させ、我風習に従がはしむるの便もあるべし、尤この輩流罪になるほどの者なれば、みな大姦悪人にて、夷民の頑昏を見すかし、大に欺瞞侵冒もすべければ、又事も起るべきなど云人も有んかなれども、是は官より強く制し、又夷民に諭して、流人の分に姦あらば、勝手に打殺して禁なかるべし、但し姦人の姦をするは、必竟服食聲色の慾を恣にせんとするのみ、絶島殊域にていかほど大利を得ても、何一つ慾を恣にすることならねば、おのづから惡念も消化し、我土にある如くにはあるまじ、それはさてをきて、遠裔海外の地をかく啓かんとするは、まづは大そうなることのやうなれども、往古我域中、東北陲の蝦夷を征せられんとて、日本武尊の東征より已來、前九年後三年の役まで千百年

間、いかばかりの師旅を勞し、功力を費やし、財粟を傾けたることなりしに、終には悉く平治して、皇風奥羽の末まで及びたり、それに比すれば、松前の先祖の世亂に乗じて、夷壤を切開かれしは、はるかに容易のことなりけらし、今泰年の餘力を以、互市につきて、綏懷の法を施さんことは、至て易き方なるべし、但し往古の征討は、我域中のことゆへ、いかほど功力を費すとても、芟除蕩平して、我版圖に歸せずしては、やむべからざることなり、今の蝦夷は域外ゆへ、是を秦皇漢武の邊を開きたる如くすべきには非ず、たゞ互市務を置いて、管轄するばかりのことなり、もし北狄の寇大に至ることあらば、府を撤してみな引取てすむべし、何も國耻とするには、不足、初より屯戍の設に非れば、少しも卑怯とすべからず、又絶域のことなれば、かゝる時應援を議し、我國を勞してその地を



309  
151

争ふなど云ことは、決して有べからず、蝦夷もし外狄に奪はれたらば、又その狄と互市を通じてよくば通じ、絶てよくば絶べし、是等はみな度外にくべきのみ、







